

創立総会議案書

と き：令和8年1月26日（月）16時

ところ：ラグナガーデンホテル 羽衣の間



宜野湾商工会議所

令和8年度 スローガン

宜野湾商工会議所は、人・企業・地域を結び
希望を抱き豊かな未来を創る

＜重点事業＞

1. 商工会議所としての組織運営体制の早期確立
1. 会員拡大と財政基盤の充実強化
1. 会員企業の経営支援体制の拡充強化
1. 経営改善普及事業(経営発達支援事業)の推進
1. 地域総合振興事業の推進

宜野湾商工会議所創立総会 次第

司会

国家斉唱

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 開会の言葉 | 宜野湾商工会議所設立発起人会発起人 |
| 2. 設立発起人会総代あいさつ | 宜野湾商工会議所設立発起人会発起人総代 |
| 3. 創立総会に至る経過報告 | |
| 4. 議長選出 | |
| 5. 書記氏名 | |
| 6. 議事 | |
| 議案第1号 | 宜野湾商工会議所定款（案）の承認について |
| 議案第2号 | 宜野湾商工会議所令和8年度事業計画書（案）の承認について |
| 議案第3号 | 宜野湾商工会議所令和8年度収支予算書（案）の承認について |
| 議案第4号 | 宜野湾商工会議所役員及び議員の選任について |
| 議案第5号 | その他宜野湾商工会議所設立に必要な事項の承認について |
| | （1）初年度の会費の徴収方法について |
| | （2）設立後の事務所の所在地について |
| | （3）創立総会後、議員総会で諸規程が制定されるまで、宜野湾市商工会の諸規程を準用することについて |
| | （4）取引金融機関の決定について |
| | （5）初年度最高借入限度額について |
| | （6）設立まで必要な経費の償却方法について |
| | （7）商工会の職員を引き続き職員として採用することについて |
| | （8）許可申請に関わる書類作成を発起人総代に委任することについて |
| 7. 来賓祝辞 | |
| 8. 閉会の言葉 | 宜野湾商工会議所 副会頭 |

議案第1号

宜野湾商工会議所定款（案）の承認について

このことについて、別紙のとおり総会の議決を求める。

令和8年1月26日

宜野湾商工会議所設立発起人総代
株式会社 長堂材木店
代表取締役 長 堂 昌 太 郎

宜野湾商工会議所定款

第1章 総則

(目的)

第1条 本商工会議所は、地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もってわが国商工業の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本商工会議所は、宜野湾商工会議所と称する。

(人格)

第3条 本商工会議所は、商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定に基づく法人である。

(地区)

第4条 本商工会議所の地区は、令和8年4月1日現在における宜野湾市の区域とする。

(事務所の所在地)

第5条 本商工会議所の事務所は、沖縄県宜野湾市に置く。

(原則)

第6条 本商工会議所は、営利を目的としない。

2 本商工会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

3 本商工会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第7条 本商工会議所は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 商工会議所としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。

(2) 行政庁等の諮問に応じて答申すること。

(3) 商工業に関する調査研究を行うこと。

(4) 商工業に関する情報及び資料の収集又は刊行を行うこと。

(5) 商品の品質又は数量、商工業者の事業の内容その他商工業に係る事項に関する証明、鑑定又は検査を行うこと。

(6) 輸出品の原産地証明を行うこと。

(7) 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。

- (8) 商工業に関する講演会又は講習会を開催すること。
- (9) 商工業に関する技術及び技能の普及又は検定を行うこと。
- (10) 博覧会、見本市等を開催し、又はこれらの開催のあつ旋を行うこと。
- (11) 商事取引に関する仲介又はあつ旋を行うこと。
- (12) 商事取引の紛争に関するあつ旋、調停又は仲裁を行うこと。
- (13) 商工業に関して、相談に応じ、又は指導を行うこと。
- (14) 商工業に関して、商工業者の信用調査を行うこと。
- (15) 商工業に関して、観光事業の改善発達を図ること。
- (16) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- (17) 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。
- (18) 商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務(その従業員のための事務を含む。)を処理すること。
- (19) 商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと
- (20) 前払式支払手段の発行に関する事。
- (21) 前各号に掲げるもののほか、本商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(公告)

第8条 本商工会議所の公告は、本商工会議所の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、ホームページ又は商工会議所の定期刊行物に掲載して行う。

(規約)

第9条 この定款で定めるもののほか、業務の執行について必要な事項は、議員総会の議決を経て規約で定める。

第2章 会員

(会員の資格)

第10条 本商工会議所の地区内に引き続き6月以上営業所、事務所、工場又は事業場(以下「営業所等」という。)を有する商工業者は、本商工会議所の会員となることができる。ただし、次に掲げるものであって、常議員会の承認を得た場合は、本商工会議所の会員となることができる。

(1) 本商工会議所の地区内で事業活動を行う次に掲げる団体

- ①協同組合
- ②信用金庫
- ③労働金庫
- ④公社
- ⑤経済関係団体
- ⑥医療法人
- ⑦社会福祉法人

- ⑧弁護士法人
 - ⑨監査法人
 - ⑩司法書士法人
 - ⑪税理士法人
 - ⑫行政書士法人
 - ⑬特許業務法人
 - ⑭産学連携、商工会議所事業等に係る学校法人
 - ⑮地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する一般社団法人又は公益社団法人
 - ⑯まちづくり、教育・文化、医療・福祉等の活動を行う特定非営利活動法人
 - ⑰観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人
- (2) 本商工会議所の地区内で自己の名をもって事業活動を行う次に掲げる個人
- ①医師
 - ②歯科医師
 - ③弁護士
 - ④公認会計士
 - ⑤司法書士
 - ⑥税理士
 - ⑦行政書士
 - ⑧弁理士

(3) 本商工会議所の地区内に引き続き 6 月に満たない期間営業所等を有する商工業者
2 この定款において、「商工業者」とは、次の者をいう。

- (1) 自己の名をもって商行為をすることを業とする者
- (2) 店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者
- (3) 鉱業を営む者
- (4) 取引所
- (5) 会社
- (6) 相互会社

3 次の各号の 1 に該当する者は、会員となることができない。

- (1) 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 反社会的勢力 (①暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、②暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第 2 条第 6 号に定める暴力団員をいう。以下同じ。) 又は暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標榜ゴロ、⑦特殊知能暴力

集団等、⑧その他①から⑦までに準じる者、⑨①から⑧までのいずれかに該当する者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者、⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、⑪自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、及び⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以下同じ。）

（加入）

第11条 会員となることを希望するものは、議員総会の議決を経て別に定める加入手続きにより加入の申込みをしなければならない。

- 2 前項の加入の諾否は、常議員会において決定する。
- 3 常議員会は、前項の諾否を決定するときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み又はその加入につき不当な条件を付してはならない。
- 4 第2項の規定により常議員会の承諾を得たものは、所定の加入金及び会費を納めたときに、本商工会議所の会員となる。

（会員の表決権）

第12条 会員は、各々1個の表決権を有する。

- 2 会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、会員が記名なつ印した書面又は代理人をもって、表決権を行うことができる。ただし、代理人は本商工会議所の会員でなければならない。
- 3 前項の規定により表決権を行うものは、出席者とみなす。
- 4 第2項の代理人は、その代理権を証する書面を表決権を行う前に本商工会議所に提出しなければならない。

（会員の選挙権）

第13条 会員は、会費1口に月1個の1号議員の選挙権を有する。ただし、会員の有する選挙権の個数は、50個を超えることができない。

- 2 特定商工業者である会員は、前項のほかに別に1個の選挙権を有する。
- 3 前条第2項及び第4項（表決権の行使）の規定は、選挙権について準用する。

（会員の被選挙権）

第14条 会員は、本商工会議所の議員に選任される権利を有する。

- 2 会員（会員が法人その他の団体である場合は、会員の権利を行使する1人の者）は、本商工会議所の会頭、副会頭、常議員又は監事に選任される権利を有する。

（会員のその他の権利）

第15条 会員は、その営んでいる事業に係る本商工会議所の部会に所属し、その部会に出

席して意見を述べ、又は表決に加わる権利を有する。

第16条 会員は、前4条に規定する権利のほか、次に掲げる権利を有する。

- (1) 本商工会議所より情報を受け、資料及び刊行物の配布を受けること。
- (2) 本商工会議所の施設を利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本商工会議所の行う事業により利益を受けること。
- (4) いつでも、会頭に対し本商工会議所の定款、規約及び議員総会の議事録並びに事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の閲覧を求めること。
- (5) 総会員の10分の1以上の同意を得て、いつでも会頭に対し本商工会議所の会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めること。
- (6) 第30条の任意登録台帳に登録されること。

(会費)

第17条 会員は、毎年所定の納期までに所定の会費を納入しなければならない。

2 加入金及び会費1口の金額並びにその払込みの方法は、議員総会の議決を経て別に定める。

(過怠金)

第18条 本商工会議所は、会費の納入その他本商工会議所に対する義務を怠った会員に対して、常議員会の議決を経て、過怠金を課することができる。

2 前項の過怠金の金額その他必要な事項は、議員総会の議決を経て別に定める。

(会員権の停止)

第19条 本商工会議所は、会費の滞納が6月に及ぶ会員その他会員たるの義務を怠った会員に対して、議員総会の議決を経て、会員権の行使を停止することができる。

2 前項の規定による会員権の行使の停止は、その権利の行使を停止された会員にその旨を通知しなければ、これをもってその会員に対抗することができない。

(脱退)

第20条 会員は、60日前までに予告し、事業年度の終わりにおいて本商工会議所を脱退することができる。

2 会員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 会員たる資格の喪失
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名

(除名)

第21条 本商工会議所は、次の各号の1に該当する会員を議員総会の決議によって除名することができる。この場合は、その会員に対して、その議員総会の会日の7日前までにその旨を通知し、議員総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 1年以上にわたって会費の納入その他会員たる義務を怠った会員

- (2) 本商工会議所の体面を傷つけ、又はその目的遂行に反する行為を行った会員
- (3) 自ら又は第三者を利用して反社会的行為 (①暴力的な要求行為、②法的な責任を越えた不当な要求行為、③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて取引の相手の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為、及び⑤その他上記①から④までに準ずる行為をいう。以下同じ。)を行った会員

- (4) 自ら又は第三者を利用してその他前2号から3号に準ずる行為を行った会員

2 第19条第2項（処分の通知）の規定は、会員の除名について準用する。

3 除名されたものは、除名された日から少なくとも2年間は本商工会議所の会員となることができない。

（特別会員）

第22条 会員たる資格を有しないものであって、本商工会議所の趣旨に賛同するものは、本商工会議所の特別会員となることができる。

2 第10条第3項（資格）、第11条第1項、第2項及び第4項（加入）並びに第16条から前条まで（会員の権利、会費、過怠金、会員権の停止、脱退及び除名）の規定は、特別会員について準用する。

第3章 特定商工業者及び商工業者法定台帳

（特定商工業者の範囲）

第23条 本商工会議所の特定商工業者とは、毎年4月1日現在において、それまで6月以上引き続き本商工会議所の地区内に営業所等を有する商工業者の中、次の各号のいずれかに該当する者又は議員総会の議決を経た上で、沖縄県知事の許可を受けて公告した人数以上である者

- (1) 4月1日現在における本商工会議所の地区内の営業所等で常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以上である者
- (2) 4月1日現在における資本金額又は払込済出資総額が300万円以上である者

（特定商工業者の権利等）

第24条 会員以外の特定商工業者に係る1号議員の選挙権は、各々1個とする。

2 本商工会議所は、特定商工業者であって、負担金の滞納が6月に及ぶ者その他特定商工業者たる義務を怠った者に対して、常議員会の議決を経て第13条第2項及び前項の権利の行使を停止することができる。

3 第13条第3項（書面又は代理人による選挙権の行使）及び第19条第2項（処分の通知）の規定は、特定商工業者について準用する。

第25条 会員以外の特定商工業者は、いつでも、会頭に対し本商工会議所の定款、規約及び議員総会の議事録並びに事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の閲覧を

求めることができる。

(法定台帳)

第 26 条 本商工会議所に、商工業者法定台帳（以下「法定台帳」という。）を備える。

2 法定台帳に登録すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- (2) 事業の種類
- (3) 事業の開始の年月
- (4) 本商工会議所の地区内の営業所等の名称、所在地及び管理者の氏名
- (5) 本商工会議所の地区内の営業所等の事業の内容及び最近 1 年間における売上高
- (6) 第 23 条第 1 号に規定する従業員の数又は同条第 2 号に規定する資本金額若しくは払込済出資総額

3 法定台帳は、毎年 9 月 30 日までに訂正する。

4 本商工会議所は、法定台帳に登録された事項に変更を生じたことを知ったときは、遅滞なくこれを訂正する。

5 特定商工業者は、第 2 項の事項のうち、次の事項について変更を生じたときは、すみやかに、その旨を本商工会議所に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- (2) 事業の種類
- (3) 本商工会議所の地区内の営業所等の名称、所在地及び管理者の氏名

(特定商工業者の資料の提出)

第 27 条 特定商工業者は、本商工会議所の法定台帳の作成又は訂正に関して本商工会議所から資料の提出を求められたときは、正当な理由がないのに、これを拒むことができない。

(法定台帳の運用及び管理)

第 28 条 本商工会議所は、法定台帳を第 7 条に掲げる事業の適正かつ円滑な実施に資するよう運用する。

2 本商工会議所は、法定台帳を善良な管理者の注意をもって管理する。

3 本商工会議所は、法定台帳の作成又は訂正に関して知り得た商工業者の秘密に属する事項を他に漏らし、又は窃用しない。

(負担金)

第 29 条 本商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費に充てるため、2 事業年度ごとに、議員総会の決議を得た上で、沖縄県知事の許可を受けて特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課する。

2 前項の許可を申請する場合は、負担金について、特定商工業者の過半数の同意を得ていなければならない。

(任意台帳)

第30条 本商工会議所に、任意登録台帳(以下「任意台帳」という。)を備える。

2 本商工会議所は、会員(特定商工業者たる会員を除く。)であつて任意台帳に登録を希望するものについて、所定の手続きにより、法定台帳の例にならい、任意台帳に登録する。

第4章 役員

(役員)

第31条 本商工会議所に、次の役員を置く。

- (1) 会頭 1人
- (2) 副会頭 4人
- (3) 専務理事 1人
- (4) 常議員 40人
- (5) 監事 3人

2 前項の役員のほか、本商工会議所に理事4人以内を置くことができる。

(役員の職務)

第32条 会頭は、本商工会議所を代表し、所務を総理する。

2 副会頭は、会頭を補佐し、あらかじめ会頭の定める順位により、会頭に事故があるときはその職務を代行し、会頭が欠員のときはその職務を行う。

3 専務理事は、会頭及び副会頭を補佐して所務を掌理し、会頭及び副会頭に事故があるときはその職務を代行し、会頭及び副会頭が欠員のときはその職務を行う。

4 常議員は、会頭の委任する特別の事項に関する所務を処理する。

5 理事は、専務理事を補佐して所務を処理する。

6 監事は、本商工会議所の業務及び経理を監査し、その監査の結果を議員総会に報告する。

(役員の任免)

第33条 会頭は、議員総会において、会員(会員が法人その他の団体である場合は会員の権利を行使する1人の者。以下本条において同じ。)のうちから選任し、又は解任する。

2 副会頭は、議員総会の同意を得て、会頭が会員のうちから選任し、又は解任する。

3 専務理事は、議員総会の同意を得て、会頭が選任し、又は解任する。

4 常議員は、議員総会において、議員(議員が法人その他の団体である場合は、第35条第4項の議員の職務を行う者)のうちから選任し、又は解任する。

5 理事は、常議員会の同意を得て、会頭が選任し、又は解任する。

6 監事は、議員総会において、会員のうちから選任し、又は解任する。

7 役員の選任及び解任に関する議決は、あらかじめその旨を通知し、かつ、公告した議員総会においてのみすることができる。

8 前7項に規定するもののほか、役員の選任及び解任について必要な事項は、議員総会の議決を経て別に定める。

9 次の各号の1に該当する者は、役員になることができない。

- (1) 第10条第3項第1号又は第2号（資格）に該当する者
- (2) 未成年者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過するまでの者
- (4) 反社会的勢力又は反社会的勢力でなくなった日から5年を経過するまでの者

10 監事は、会頭、副会頭、専務理事、常議員、理事又は職員の職を兼ねることができない。

(役員の任期)

第34条 役員の任期は3年とする。その期間は、役員改正の年の11月1日から3年後の10月31日までとする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 4 補欠で選任された役員は、前任者の残任期間を在任する。

第5章 議員総会及び常議員会

第1節 議員総会

(議員総会及び議員)

第35条 本商工会議所に、議員総会を置く。

- 2 議員総会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 会員及び会員以外の特定商工業者が投票によって会員のうちから選挙した議員（この定款において「1号議員」という。） 60人
 - (2) 部会が部会員のうちから選任した議員（この定款において「2号議員」という。） 42人
 - (3) 前2号の議員のほか、会頭が選任した選考委員によって会員のうちから選任した議員（この定款において「3号議員」という。） 18人
- 3 前項各号の議員の選挙及び選任並びに解任について必要な事項は、議員総会の議決を経て別に定める。
- 4 法人その他の団体であって、第2項の議員となったものは、議員の職務を行う者1人を定め、書面をもって、本商工会議所に届け出なければならない。
- 5 第33条第9項各号（資格）の1に該当する者は、第2項の議員又は前項の議員の職務を行う者となることができない。
- 6 役員は、議員総会に出席して意見を述べることができる。
- 7 何人も、同時に2以上の議員又は第4項の議員の職務を行う者となることはできない。また、議員と第4項の議員の職務を行う者とを兼ねることはできない。

(議員の任期)

第36条 議員の任期は3年とする。その期間は、議員改正の年の11月1日から3年後の10月31日までとする。

- 2 議員は、再任されることができる。
- 3 議員は、任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 4 補欠で選任された議員は、前任者の残任期間を在任する。

(議員の解任)

第37条 議員総会は、その決議によって、次の各号の1に該当する議員を解任することができる。

- (1) 職務の遂行にたえないと認める議員
 - (2) 会費又は負担金の納入その他本商工会議所に対する義務を怠った議員
 - (3) 本商工会議所の体面を傷つけ、又は本商工会議所の目的遂行に反する行為を行った議員
- 2 第19条第2項(処分の通知)及び第21条第1項後段(弁明の機会)の規定は、議員の解任について適用する。

(議員総会の招集)

第38条 議員総会は、通常議員総会及び臨時議員総会の2種とし、会頭が招集する。

- 2 通常議員総会は、毎年3月及び6月、臨時議員総会は、第4項に規定する場合のほか、会頭が必要と認めたときを開催する。
- 3 前項の臨時議員総会を招集する場合は、常議員会の同意を得なければならない。ただし、常議員会に付議するいとまがない場合はこの限りでない。
- 4 議員が総議員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会頭に提出して議員総会の招集を請求したときは、会頭は、その請求のあつた日から30日以内に臨時議員総会を招集しなければならない。
- 5 議員総会の招集は、少なくとも会日の7日前までに、各議員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所につきその通知を発しなければならない。

(議員総会の決議事項)

第39条 次に掲げる事項は、議員総会の議決を経なければならない。ただし、第12号から第17号までの事項については、議員総会の議決を経て、常議員会に委任することができる。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 会員の除名
- (5) 議員の解任
- (6) 次に掲げる事項に関する規約の設定、変更及び廃止
 - (イ) 会費1口の金額、払込方法その他会費に関すること。
 - (ロ) 負担金の金額、払込方法その他負担金に関すること。
 - (ハ) 選挙に関すること。

- (7) 会頭、常議員及び監事の選任又は解任
 - (8) 副会頭及び専務理事の選任又は解任の同意
 - (9) 特定商工業者の基準となる従業員の数、資本金額及び払込済出資総額の決定
 - (10) 第66条第1項の規定による決算関係書類の承認
 - (11) 解散後における財産処分の方法の決定
 - (12) 次に掲げる事項に関する規約の設定、変更又は廃止
 - (イ) 加入手続
 - (ロ) 加入金の金額、払込方法その他加入金に関すること。
 - (ハ) 過怠金の金額その他過怠金に関すること。
 - (ニ) 役員及び議員の選任又は解任に関すること。
 - (ホ) 部会について必要な事項
 - (ヘ) 委員会について必要な事項
 - (ト) 使用料及び手数料に関すること。
 - (チ) その他本商工会議所の業務の執行について必要な事項
- (13) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
 - (14) 会員及び特別会員の権利の行使の停止
 - (15) 特別会員の除名
 - (16) 負担金の賦課
 - (17) 解散後における会費の徴収
- 2 定款の変更（法第25条第1号、第2号及び第4号に掲げる事項に係るもの。）の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければその効力を生じない。
- 3 定款の変更（法第25条第1号、第2号及び第4号に掲げる事項に係るもの）の決議は、議員総会による当該変更の議決をもってその効力を生じる。
- 4 解散及び解散後における財産処分の方法の決定の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

（議員総会の議長）

- 第40条 議員総会の議長は、会頭をもって充てる。
- 2 会頭に事故があるとき又は欠員のときは、あらかじめ会頭が定める順位により副会頭が議長となる。
 - 3 会頭及び副会頭に事故があるとき又は欠員のときは、出席者の互選によって議長を定める。

（議員総会の議事）

- 第41条 議員総会は、第42条（議員総会の特別議決方法）に規定する場合を除き、総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 2 議員総会の議事は、第4項ただし書及び第42条（議員総会の特別議決方法）に規定する場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 議員総会における議員の表決権又は選挙権は、各々1個とする。
 - 4 議員はあらかじめ通知のあった事項につき、議員が記名なつ印した書面又は代理人をも

って、表決権又は選挙権を行うことができる。ただし、代理人は本商工会議所の会員でなければならぬ。

- 5 前項の規定により表決権又は選挙権を行うものは、出席者とみなす。
- 6 第4項の代理人は、その代理権を証する書面を表決権又は選挙権を行う前に本商工会議所に提出しなければならない。」
- 7 議員総会においては、第38条第5項（招集の通知）の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席者の3分の2以上の同意があった場合には、この限りでない。
- 8 議員総会においては、延期又は続行の決議をすることができる。この場合においては、第38条第5項（招集の通知）の規定は適用しない。

（議員総会の特別議決方法）

第42条 次に掲げる事項は、議員総会において総議員の半数以上が出席し、その出席者の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 会員の除名
- (5) 議員の解任

（議事録）

第43条 議員総会の議事については、議事録を作らなければならない。

- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長並びに出席した役員のうち少なくとも会頭、副会頭及び専務理事が署名しなければならない。

第2節 常議員会

（常議員会）

第44条 本商工会議所に、常議員会を置く。

- 2 常議員会は、常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く。）をもって組織する。
- 3 会頭は、必要があると認めるとき又は常議員が総常議員の5分の1以上の同意を得て請求したときは、会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知を発して、常議員会を招集しなければならない。
- 4 常議員会における常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く。）の表決権は、各々1個とする。
- 5 理事及び監事は、常議員会に出席して意見を述べることができる。

（常議員会の決議事項）

第45条 次に掲げる事項は、常議員会の議決を経なければならない。

- (1) 議員総会に提案すべき事項

- (2) 第39条第1項第12号から第17号までに掲げる事項であつて、第39条第1項ただし書の規定により議員総会から委任を受けた事項
- (3) 第39条第1項第12号から第17号までに掲げる事項であつて議員総会に付議するいとまがない緊急なもの
- (4) 会員及び特別会員の加入の諾否
- (5) 会員及び特別会員に対する過怠金の賦課
- (6) 特定商工業者の権利の行使の停止
- (7) 理事の選任及び解任の同意
- (8) 部会の決議の承認
- (9) 委員会の設置及び委員会の運営に必要な事項
- (10) 青年部・女性会について必要な事項
- (11) 顧問及び参与の委嘱の承認
- (12) 事務局及び職員について必要な事項

2 前項第3号の事項についての決議は、次の議員総会に報告し、その承認を求めるべくなければならない。

(準用規定)

第46条 第40条（議長）、第41条（第3項を除く。）（議事）及び第43条（議事録）の規定は、常議員会について準用する。この場合、第41条中「表決及又は選挙」とあるのは「表決」と読み替えるものとする。

第6章 部会・委員会等

第1節 部会

(部会)

第47条 本商工会議所に、会員が営んでいる主要な事業の種類ごとに、それぞれの事業の適切な改善発達を図るために、次の部会を置く。

- (1) 建設業部会
- (2) 市産品部会
- (3) 卸・小売・飲食業部会
- (4) 情報通信業部会
- (5) 金融保険業部会
- (6) 不動産業部会
- (7) 交通運輸部会
- (8) 観光・サービス業部会

2 会員は、その営んでいる主要な事業に係る部会に属する。

3 会員が主要な事業を2以上営んでいる場合は、2以上の部会に所属して意見を述べ、又は表決に加わることができる。

4 前項の規定により会員が2以上の部会に属している場合においては、あらかじめ本人の

希望によって定めるいざれか1部会においてのみ、2号議員に選任され、又は当該議員を選任することができる。

5 第12条（表決権）の規定は、部会の表決権又は選挙権について適用又は準用する。

（部会長及び副部会長）

第48条 部会に、部会長1人及び副部会長若干人を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会において互選する。

（部会長及び副部会長の職務）

第49条 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。

2 部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。

3 部会長は、常議員会に出席して、当該部会に関する事項について意見を述べることができる。

4 副部会長は、部会長を補佐し、あらかじめ部会長の定める順位により、部会長に事故があるときはその職務を代行し、部会長が欠員のときはその職務を行う。

（部会の決議の効力）

第50条 部会の決議は、常議員会の承認を得て、本商工会議所の決議とすることができる。

（議員総会への報告）

第51条 部会長は、部会の会務の状況を毎事業年度少なくとも1回議員総会に報告しなければならない。

（準用規定）

第52条 第41条第2項（議員総会の議決方法）及び第44条第3項（常議員会の招集）の規定は、部会について準用する。

2 第34条（役員の任期）の規定は、部会長及び副部会長について準用する。

（部会について必要な事項）

第53条 前6条に規定するもののほか、部会について必要な事項は、議員総会の議決を経て別に定める。

第2節 委員会

（委員会）

第54条 本商工会議所に、その目的の達成に必要な重要事項を調査研究するため、常議員会の議決を経て、委員会を置くことができる。

（委員会の組織等）

第55条 委員会に、委員長1人、副委員長2名及び委員若干人を置く。

- 2 委員長、副委員長及び委員は、会頭が常議員会の承認を得て委嘱する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、あらかじめ委員長の定める順位により、委員長に事故があるときはその職務を代行し、委員長が欠員のときはその職務を行う。
- 6 委員長は、委員会の状況を毎事業年度、少なくとも1回常議員会に報告しなければならない。
- 7 第34条（役員の任期）の規定は、委員長、副委員長及び委員について準用する。」

（委員会について必要な事項）

第56条 前2条に規定するもののほか、委員会について必要な事項は、常議員会の議決を経て別に定める。

第3節 青年部、女性会

（青年部、女性会）

第57条 本会議所に青年部、女性会を置く。

（青年部、女性会について必要な事項）

第58条 青年部、女性会について必要な事項は、常議員会の議決を経て別に定める。

第7章 顧問及び参与

（顧問）

第59条 本商工会議所に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本商工会議所の目的達成について必要な重要事項について会頭の諮問に応ずる。
- 3 顧問は、学識経験のある者及び本商工会議所に功労のあった者のうちから会頭が常議員会の承認を得て委嘱する。
- 4 第34条（役員の任期）の規定は、顧問について準用する。

（参与）

第60条 本商工会議所に、参与を置くことができる。

- 2 参与は、本商工会議所の事業遂行に関する重要事項に参与する。
- 3 参与は、学識経験のある者のうちから会頭が常議員会の承認を得て委嘱する。
- 4 第34条（役員の任期）の規定は、参与について準用する。

第8章 事務局

（事務局）

第61条 本商工会議所に、事務局を置く。

(事務局長及び職員)

第 62 条 事務局に、事務局長 1 人のほか、必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、専務理事の命を受け、庶務を統轄する。
- 3 事務局職員は、事務局長の指揮を受け、庶務を処理する。
- 4 事務局長は、会頭が任免する。

(事務局及び職員について必要な事項)

第 63 条 前 2 条に規定するもののほか、事務局及び職員について必要な事項は、常議員会の議決を経て別に定める。

第 9 章 管理

(問い合わせ等)

第 64 条 本商工会議所は、その目的を達成するために必要な範囲内において、本商工会議所の地区内の商工業者に対し、文書又は口頭による問い合わせを行い、又は資料の提出を求めることができる。

- 2 本商工会議所が前項の問い合わせを行い、又は資料の提出を求めたときは、本商工会議所の地区内の商工業者に対して、正当な理由がないのに、これを拒むことができない旨を告知することができる。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧)

第 65 条 会頭は、定款及び規約を、並びに 10 年間議員総会の議事録を本商工会議所の事務所に備えて置かなければならない。

- 2 会頭は、会員又は会員以外の特定商工業者が第 16 条第 4 号（会員の権利）又は第 25 条（特定商工業者の権利等）の規定に基づき前項の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由がないのに、これを拒むことができない。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)

第 66 条 会頭は、毎事業年度、6 月の通常議員総会（以下本条において同じ。）の会日の 7 日前までに、前事業年度における次の書類を作成し、監事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 収支決算書
- (4) 財産目録

- 2 監事は、前項の規定により書類の送付を受けたときは、通常議員総会の会日の前日までに、意見書を会頭に提出しなければならない。
- 3 会頭は、前項の監事の意見書を添えて第 1 項の書類を通常議員総会に提出し、その承認を求めなければならない。
- 4 会頭は、毎事業年度、通常議員総会の会日の 7 日前までに、第 1 項の書類を事務所に備

えておかなければならない。

5 会頭は、会員又は会員以外の特定商工業者が 第16条第4号（会員の権利）又は第25条（特定商工業者の権利等）の規定に基づき第1項の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由がないのに、これを拒むことができない。

（会計帳簿等の閲覧）

第67条 会頭は、会員が第16条第5号（会員の権利）の規定に基づき会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めたときは、正当な理由がないのに、これを拒むことができない。

（報告）

第68条 会頭は、毎事業年度終了後、遅滞なく、次の事項を沖縄県知事に報告する。

- (1) 当該事業年度の収支決算
- (2) 当該事業年度末の財産の内容
- (3) 当該事業年度末の資産及び負債の状況
- (4) 当該事業年度における事業の状況
- (5) 当該事業年度における法定台帳の作成、管理及び運用の状況
- (6) 当該事業年度末の会員、議員、役職員及び施設の状況

第10章 会計

（事業年度）

第69条 本商工会議所の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（収入）

第70条 本商工会議所の経費は、会費、負担金、使用料、手数料その他の収入をもって充てる。

2 負担金は、第29条（負担金）に規定する経費に充てる。

（会費及び負担金）

第71条 会費及び負担金は、毎事業年度所定の納期に徴収する。

2 納入期日を経過した会費及び負担金は、いかなる事由がある場合においてもその徴収を免除しない。

3 既納の会費、加入金及び負担金は、いかなる事由がある場合においても返戻しない。

（使用料及び手数料）

第72条 本商工会議所は、施設その他の物の使用又は証明、鑑定、検定、検査、調査、登録その他の事項の実施について、議員総会の議決を経て別に定めるところにより、使用料又は手数料を徴収する。

第11章 解散及び清算

(解散)

第 73 条 本商工会議所は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 議員総会の決議
- (2) 合併
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 設立認可の取消し

(清算人の選任)

第 74 条 清算人は、前条第 1 号の規定による解散の場合には、議員総会において選任する。

(財産処分の方法)

第 75 条 清算人は、就任の日より 3 月以内に財産処分の方法を定め、議員総会の決議を得て、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 議員総会が、前項の決議をしないとき又はすることができないときは、清算人は、経済産業大臣の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。

(解散後における会費の徴収)

第 76 条 本商工会議所は、解散後であっても、議員総会の決議を得て、その債務を完済するに必要な限度において、会費を徴収することができる。

(残余財産の帰属)

第 77 条 残余財産は、商工会議所又はその目的と類似の公益目的を有する法人その他の団体に帰属させる。

附 則

(実施の時期)

1 この定款は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「成立の日」という。）から実施する。

(法定台帳の作成)

2 本商工会議所は、成立の日から 1 年以内に法定台帳を作成する。

(特定商工業者の範囲の特例)

3 設立当時の事業年度においては、第 23 条（特定商工業者の範囲）中「4 月 1 日」とあるのは「成立の日」と読み替える。

(任期の特例)

4 設立当時の役員、議員、部会長及び副部会長、顧問並びに参与の任期は、第 34 条第 1 項（役員の任期）、第 36 条第 1 項（議員の任期）、第 52 条第 2 項（部会長及び副部会長の任期）の規定による。

長の任期)、第59条第4項(顧問の任期)及び第60条第4項(参与の任期)の規定に
かかわらず、1年6月とする。

5 本定款実施後、最初に選挙、選任される役員、議員の任期は、第34条(役員の任期)、
第36条(議員の任期)の規定にかかわらず、令和10年10月31日までとする。

(事業年度の特例)

6 設立当時の事業年度は、第69条(事業年度)の規定にかかわらず、成立の日に始まり、
令和9年3月31日に終わる。

議案第2号

宜野湾商工会議所令和8年度事業計画書（案）の承認について

このことについて、別紙のとおり総会の議決を求める。

令和8年1月26日

宜野湾商工会議所設立発起人総代
株式会社 長堂材木店
代表取締役 長 堂 昌 太 郎

令和8年度 事業計画書（案）

令和8年4月 1日

令和9年3月31日

宜野湾商工会議所

【基本方針】

我が国経済は、様々な困難を巻き起こしたコロナ禍を乗り越え、改善の兆しが見えるなか、30年ぶりとなる構造的賃上げや企業の高い投資意欲など、経済には前向きな動きがあり、デフレから脱却し、経済の新たなステージに移行する千載一遇のチャンスを迎えており。他方、賃金上昇は、円安や資源価格高騰による輸入価格の上昇を起点とする物価上昇に追い付いていないため、個人消費や設備投資は、依然として力強さを欠いている。

本市は、昭和37年に市政施行以来、着実な発展を続け人口10万人超の沖縄県下5番目の規模を誇っている。また、嘉手納基地以南の在日米軍施設の統合計画により平成27年3月に西普天間住宅地区が返還され、さらにインダストリアル・コリドー地区、米軍普天間基地の返還に向けた動きが進められており、中南部地区の中心都市として大きく飛躍するチャンスを迎えており。このような状況の中、躍進する宜野湾市としてふさわしい地域の総合経済団体として、小規模・中小企業支援へのきめ細やかな経営支援や創業、事業承継のみならず、国際的な活動を含めた幅広い事業を実施する商工会議所として、地域の商工業者が一体となり、商工業の振興を通じて、地域経済と地域社会の発展に寄与することを目的に事業を実施する。

＜令和8年度 スローガン＞

宜野湾商工会議所は、人・企業・地域を結び、
希望を抱き豊かな未来を創る。

＜重点事業＞

1. 商工会議所としての組織運営体制の早期確立
1. 会員拡大と財政基盤の充実強化
1. 会員企業の経営支援体制の拡充強化
1. 経営改善普及事業（経営発達支援事業）の推進
1. 地域総合振興事業の推進

1 事業計画の概要

1. 会議【総務企画課】

- (1) 議員総会 年2回 通常議員総会（6月決算、3月予算）

※全国の任期（3年）：令和7年11月～令和10年10月

- (2) 常議員会 年6回程度
- (3) 監事会(監査) 年2回(5月決算、11月中間)
- (4) 正副会頭会 年12回程度
- (5) 業種別部会【街づくり振興課】
 - 各部会の役員会、正副部会長会議、合同部会会議を適宜開催する。
 - ① 建設業部会
 - ② 市產品部会
 - ③ 卸・小売・飲食業部会(社交業分科会)
 - ④ 情報通信業部会
 - ⑤ 金融保険・土業部会
 - ⑥ 不動産業部会
 - ⑦ 交通運輸部会
 - ⑧ 観光・サービス業部会
- (6) 委員会
 - ① 企画総務委員会【総務企画課】
 - ② 組織対策委員会【総務企画課】
 - ③ 情報広報対策委員会【総務企画課】
 - ④ 特產品推奨品認定審査会【街づくり振興課】
 - ⑤ 表彰審査委員会【総務企画課】
 - ⑥ 金融審査委員会【企業支援課】
 - ⑦ 共済事業推進委員会【企業支援課】
 - ⑧ 企業立地支援事業審査委員会【街づくり振興課】
 - ⑨ 議員選挙管理委員会【総務企画課】
 - ⑩ 経営発達支援計画事業評価委員会【企業支援課】
- (7) 日本商工会議所、九州商工会議所連合会、沖縄県商工会議所連合会の各種会議、研修会等へ出席【総務企画課】
- (8) 全国商工会議所観光振興大会への参加^{新規}【総務企画課】
- (9) 国・県・市の審議会及び各種委員会、研修会等へ出席
- (10) 関係機関・団体等の会議及び委員会、研修会等へ出席

2 事業

- (1) 経営改善普及事業
 - ① 中小企業相談所設置による相談業務
 - ア. 経営指導員による巡回、窓口支援【企業支援課】
 - (ア) 経営革新、経営一般、情報化、金融、税務、労働、取引、環境対策等の集団指導及び個別指導
 - (イ) 国・県・市等の施策情報の提供
 - イ. 専門的な経営課題解決への対応【企業支援課】

- (ア) 専門家による個別・集団セミナーの開催
- (イ) よろず支援拠点との連携支援
- (ウ) 専門家派遣事業（エキスパート、ミラサポ等）
- ウ. 経営発達支援計画の推進【企業支援課】
認定計画（令和4年度～令和8年度）に基づき、持続的発展に寄与する伴走型支援及び事業評価委員会の開催
- エ. 事業継続力強化支援計画の推進【企業支援課】
認定期間（令和5年度～令和9年度）
- オ. 関係機関・支援機関との連携支援【企業支援課】
行政、金融機関、専門家、他支援機関と連携し、小規模・中小企業の抱える経営課題解決等の支援を行う。
- カ. 事業計画等の作成支援【企業支援課】
持続化補助金、事業再構築、B C P計画、経営革新、創業、事業引継ぎ等計画書の作成支援
- キ. マル経資金・沖経資金の活用及び各種金融制度の普及、信用保証に関する相談・指導及びあっせん【企業支援課】
- ク. 倒産の未然防止に関する相談・指導【企業支援課】
- ケ. DX導入、情報化に関する相談指導【企業支援課】
- コ. 技術改善、知的財産に係る相談指導【企業支援課】
- サ. 市產品販路開拓支援事業【街づくり振興課】
 - (ア) 改正された食品表示法に基づく表示支援（市補助）
 - (イ) 市産加工食品の長期保存できる開発支援（市補助）
 - (ウ) ミニ物産フェア開催及び物産展出展支援（市補助）
 - (エ) 通信サイト、E Cモール出展支援（市補助）
 - (オ) 国内外向け商談会の出展支援（市補助）
 - (カ) 市場調査及び新商品開発セミナー【街づくり振興課】
 - (キ) プレスリリースサポートサービス新規【街づくり振興課】
 - (ク) ザ・ビジネスモールへの登録による取引の支援新規
- シ. 人材育成・確保事業新規【街づくり振興課】
 - (ア) ハローワークの活用術セミナー
 - (イ) 外国人材採用セミナー新規
 - (ウ) 新入社員研修会及び中堅社員研修会
 - (エ) フォローアップ研修
 - (オ) 検定・資格取得支援事業の推進新規【企業支援課】
 - ・日本商工会議所及び東京商工会議所主催検定の実施
 - ・ポリテクセンター沖縄及び沖縄産業開発青年協会との連携資格取得支援事業
- ス. 講習会等の充実強化【企業支援課】

- セ. 労働保険の事務代行【企業支援課】
- ソ. 各種団体共済制度の加入推進【企業支援課】
 - 小規模企業共済、経営セーフティ共済、中小企業退職金共済、変額系共済制度等の推進
- タ. 職員の資質向上研修（経営指導員研修会、補助員・記帳専任職員研修会、中小企業大学校等へ派遣）【総務企画課】
 - ① 金融・税務対策事業【企業支援課】
 - ア. 税務及び経理、労務及び社会保険に関する相談・指導
 - イ. 所得税、個人消費税確定申告相談指導、e-Tax 普及推進
 - ウ. 記帳機械化の推進及びクラウド会計処理の普及
 - エ. 税務署及び金融機関との連絡調整
 - ② 情報対策事業【総務企画課】
 - ア. 会報誌「ブリッジ」の発行（年6回）
 - イ. 会報誌、ホームページ及びSNS等を活用した経営支援情報の発信強化
 - ウ. 情報商い便事業の実施
 - ③ 工業・建設業振興事業【街づくり振興課】
 - ア. 宜野湾市推奨特産品認定の推進
 - イ. 知的財産に関する窓口相談・指導

（2）地域総合振興事業

- ① 地域振興事業
 - ア. 宜野湾はごろも祭りへの協力【街づくり振興課】
 - イ. 宜野湾市産業まつりの共催【街づくり振興課】
 - ウ. 「商工会議所法施行日（10月1日）」記念事業の実施【新規】【総務企画課】
 - エ. 各種懇談会等の開催
 - （ア）行政と商工会議所との懇談会【総務企画課】
 - （イ）議会とのまちづくり懇談会【総務企画課】
 - （ウ）正副会頭及び業種別部会長懇談会【総務企画課】
 - （エ）金融懇談会【企業支援課】
 - （オ）宜野湾市経済団体協議会【街づくり振興課】
 - （カ）宜野湾市西普天間地区返還地整備に伴う市内商工業者優先利用期成会【街づくり振興課】
 - オ. 役員・議員研修会の開催【総務企画課】
 - カ. ブロック別会員懇談会・研修会の開催【企業支援課】
- ② 商業振興事業【街づくり振興課】
 - ア. 宜野湾市企業立地支援事業の受託実施（家賃補助・店舗リフォーム補助）

- イ. 商店街再組織化の推進及び通り会等の資質向上支援
- ウ. 新しい公民連携の仕組み作りのための先進事例調査
- エ. 第三セクター(株)ティ・エム・オ普天間の支援
- オ. 魅力ある街づくり事業

(ア) 市内の街づくりの課題整理（市内の交通体系、産業基盤整備に係る意見集約）

(イ) 普天間飛行場返還を見据えた意見の集約

(ウ) GW 2050 PROJECTSの推進^{新規}

③ 観光・サービス業振興事業【街づくり振興課】

ア. SDGs 並びに脱炭素社会を目指した取組みの促進

イ. (一社) 宜野湾市観光振興協会への支援・協力

ウ. 横浜D e N Aベイスターズ宜野湾キャンプへの協力

(3) 一般事業

① 組織力強化【総務企画課】

ア. 会員加入促進運動の実施（目標：2,000 会員の維持）

イ. 金融機関との連携による会員加入勧奨^{新規}

ウ. 新規会員交流会の開催（名刺交換・交流会）

② 建議要望活動【総務企画課】

ア. 小規模・中小企業並びに商工会議所に関連する諸問題に対する建議

・陳情

イ. 地域経済の活性化に関する陳情

ウ. 関係団体と連携した陳情・要請

③ 労働・福利厚生事業

ア. 永年勤続優良従業員表彰の実施【総務企画課】

イ. 生活習慣病、定期健康診断の実施^{新規}【街づくり振興課】

ウ. 健康経営推進事業の実施【街づくり振興課】

エ. 会員優待クーポン事業^{新規}【総務企画課】

会員交流を促進するため、会員事業所が当所と提携している店舗で割引サービスを受けることができる。

④ 調査・研究事業

ア. 法定台帳の作成及び管理運用^{新規}【総務企画課】

イ. 商工会議所中期活動ビジョンの策定^{新規}【企業支援課】

⑤ 会員交流推進事業【総務企画課】

ア. 会員交流大会の実施

イ. 会員親睦事業の実施（親睦ゴルフ・ボウリング）^{新規}

ウ. ブロック別議員・会員懇談会の開催

⑥ 証明書等発給事業

ア. 貿易関係証明書の発行^{新規}【総務企画課】

- イ. 会員証明書等の発行【総務企画課】
- ウ. G S I 事業者コード（J A N）の登録・更新支援【企業支援課】
- ⑦ 環境対策事業
 - ア. 容器包装リサイクル事業の普及推進【企業支援課】
- ⑧ 青年部・女性会事業【街づくり振興課】
 - ア. 青年部活動に対し支援を行う。
 - イ. 女性会活動に対し支援を行う。
 - ウ. 青年部O B会・ゴールドクラブの活動支援
- ⑨ 商工会館の管理運営【総務企画課】
 - ア. 会議室等の貸出
 - イ. 貸室の管理運営

3. その他、商工会議所の目的を達成するために必要な事業を推進する。

議案第3号

宜野湾商工会議所令和8年度収支予算書（案）の承認について

このことについて、別紙のとおり総会の議決を求める。

令和8年1月26日

宜野湾商工会議所設立発起人総代
株式会社 長堂材木店
代表取締役 長 堂 昌 太 郎

令和8年度 一般会計収支予算書(案)

令和8年4月 1日から

令和9年3月31日まで

収入の部

(単位:円)

No.	科目	明細	予算額	備 考
1	会費		54,020,000	
	一般会費	31,040,000		一般会員会費 32,000,000円×97%
	部会費	708,000		青年部・女性会
	特別会費	22,272,000		役員・議員会費
2	加入金		1,000,000	
	加入金	1,000,000		10,000円×100件
3	特定商工業者負担金		3,372,000	
	負担金収入	3,372,000		特定商工業者の負担金@4,000×843件
4	事業収入		8,726,000	
	事業賦課金		1,210,000	
	部会賦課金	60,000		建設部会総会1,500×40社
	優良従業員表彰	250,000		事業所負担分
	会員交流事業負担金	550,000		3,000×100名、親睦スポーツ2,500×100名
	県産業まつり負担金	300,000		50,000円×6社
	物産展参加負担金	50,000		5,000円×10社 宜野湾産業まつり・ミニ物産展
	広告収入		250,000	
	プリッジ広告	100,000		プリッジ広告収入
	商い便情報	150,000		プリッジチラシ封入
	手数料		55,000	
	証明書発行	55,000		会員証明書1,100円×50件
5	委託費・補助金		7,200,000	
	市運営補助金	7,200,000		(R7商工観光振興事業費補助金)×90%
	市委託事業	0		
6	雑収入		11,000	
	預金利息	1,000		普通預金
	その他	10,000		
7	借入金収入		0	
	借入金収入	0		
8	積立金取崩収入		10,500,000	
	積立金取崩収入	10,500,000		
9	特別会計繰入金		4,014,427	
	中小企業相談所特別会計	0		
	労働保険事務組合特別会計	2,515,427		
	商工会館特別会計	0		
	共済事業特別会計	1,499,000		
	退職金給与特別会計	0		
10	過年度収入		500,000	
	過年度会費	500,000		
	過年度負担金	0		
11	繰越金		6,500,000	
	繰越金	6,500,000		
	合 計		88,632,427	

支出の部

(単位：円)

No.	科目	事業名	明細	予算額	備考
1	事業費			9,293,200	
	一般事業費	総合振興事業費		3,829,700	
		組織対策委員会	50,000		委員会開催費
		企画総務委員会	50,000		委員会開催費
		表彰審査委員会	10,000		委員会開催費
		行政・議員懇談会	250,000		行政懇談会、議員懇談会、経済団体懇談会
		ブロック交流大会	850,000		会場費、飲食費、講師謝金
		新規会員交流会	50,000		講師謝金、会場費等
		会員・議員懇談会	240,000		40,000円×6ブロック
		ブロック活動	240,000		40,000円×6ブロック
		議員・役員研修会	200,000		講師謝金、会場費
		正副会頭・部会長懇談会	10,000		会場費、飲み物
		会員優良クーポン事業	300,000		印刷費
		親睦スポーツ大会	500,000		ゴルフ又はボーリング運営費
		商工会議所法施行記念	300,000		10月1日商工会議所法施行日 パウロテント×2張り
		リース支払	258,100		コピー、パソコン、電話機、サーバー、セキュリティー、FAX、車両
		通信費	340,000		
		消耗品	181,600		ガソリン、トナー
	商工業振興費		301,700		
		リース支払	258,100		コピー、パソコン、電話機、サーバー、セキュリティー、FAX、車両
		消耗品	43,600		トナー
	観光・サービス		299,700		
		リース支払	258,100		コピー、パソコン、電話機、サーバー、セキュリティー、FAX、車両
		消耗品	41,600		トナー
	金融税務対策費		348,100		
		リース支払	258,100		コピー、パソコン、電話機、サーバー、セキュリティー、FAX、車両
		通信費	38,400		
		消耗品	51,600		トナー
	労働福祉		866,700		
		優良従業員表彰	557,000		委員会、表彰状、記念品
		リース支払	258,100		コピー、パソコン、電話機、サーバー、セキュリティー、FAX、車両
		消耗品	51,600		トナー、通信費
	調査広報費		3,036,000		ブリッジ発行・郵送
		ブリッジ製作費	1,782,000		297,000円×6回発行
		ブリッジ郵送費	1,104,000		184,000円×6回発行
		法定台帳作成	150,000		通信費
	情報化対策費		611,300		
		情報化対策委員会	30,000		委員会開催費
		HP管理	139,600		HP管理諸費

	リース支払	258, 100		コピー、パソコン、電話機、サーバー、セキュリティー、FAX、車両
	個人情報保護	12, 000		掛金
	消耗品・通信費	171, 600		トナー、FAX通信費、その他
	特別事業費	0		
	その他	0		
	委託事業費	0		
	委託①	0		
	委託②	0		
2	管理費		44, 236, 172	
	給与・賞与	24, 860, 500		
	給料	17, 680, 000		一般職員24万円×1名、35万円×1名、事務局長兼総務部長月40万円、専務理事月40万円、 △4/2100万円
	扶養手当	360, 000		2名(15, 000/月)
	通勤手当	198, 000		3名(5, 500円/月)
	期末手当	4, 726, 500		一般職員2名、事務局長
	住居手当	672, 000		2名(28, 000円/月)
	超過勤務手当	324, 000		2名(162, 000円/1人)
	管理職手当	900, 000		2名(事務局長、総務課長)10%
	福利厚生費	3, 450, 000		
	福利厚生費	3, 100, 000		専務理事、事務局長、一般職員2人、健康・厚生・雇用・労災等
	子供子育て拠出金	40, 000		
	健康診断	40, 000		健康診断 一人上限10, 000円×4名
	職員福利厚生費	70, 000		
	職員共済会助成金	200, 000		
	旅費交通費	3, 520, 000		
	役員旅費	3, 040, 000		1云員総会(6人×2回)、観光振興大会(6名)、九州(6名)、専務理事会議(1人)、専務理事研修会(1人)、意見要望×6人×2回)×80, 000円
	職員旅費	480, 000		(意見要望2名、日商2名、九州2名)×80, 000円
	事務費	5, 228, 072		
	車両維持費	500, 000		車輌修理、車検、任意保険料、自動車税
	新聞購読料	75, 000		タイムス、新報
	振込手数料	100, 000		
	通信費	250, 000		電話料金
	リース支払	258, 672		コピー、パソコン、電話機、サーバー、セキュリティー、FAX、車両
	消耗品	342, 400		消耗品、トナー
	特定商工業者管理費	3, 372, 000		特定商工業者台帳の管理等
	その他	330, 000		法人税申告手数料、その他
	会議費	1, 330, 600		通常・臨時議員総会
	議員総会	930, 000		通常(6月)80万円・臨時議員総会(3月)13万円
	正副会頭会(日当なし)	7, 200		飲み物100円×6人×12回
	常議員会(日当なし)	216, 000		会場費30, 000円×6回、飲み物6, 000円×6回
	監査(日当あり)	21, 000		3, 500円×3人×2回
	議員選挙管理委員会	44, 400		3, 500円×6人×2回、飲み物2, 400円
	通信費	12, 000		

	消耗品	100,000		
	事務合理化費	850,000		
	TOAS使用料	850,000		運用管理料、ASPサービス利用料、バックアップ利用料
	渉外費	170,000		
	関係団体	70,000		
	その他	100,000		
	公課分担金	4,696,000		
	公課	2,530,000		法人税、消費税
	分担金	1,850,000		日商1,574,000円、九州連合会26,000円・沖縄連合会250,000円
	負担金	316,000		観光協会、コンベンション、社会福祉協議会等、各種団体会費
	施設管理費	1,000		
	施設管理費	1,000		
	支払利息	30,000		
	支払利息	30,000		つなぎ資金借入利息
	雑費	100,000		
	雑費	100,000		
3	退職給与		2,000,000	
	退職給与引当金	2,000,000		職員退職給与積立金特別会計へ
4	積立金		500,000	
	設立10周年記念	500,000		設立10周年記念式典費用積立金
5	繰出金・引当費		30,730,580	
	中小企業相談部特別会計	25,730,580		
	労働保険事務組合特別会計	0		
	商工会館特別会計	5,000,000		
	共済事業特別会計	0		
6	その他の支出		2,000	
	借入金返済・支払利息	1,000		
	過年度支出	1,000		
7	予備費		1,870,475	
	予備費	1,870,475		
	合　　計		88,632,427	

令和8年度 中小企業相談部特別会計収支予算書(案)

令和8年4月 1日から

令和9年3月31日まで

収入の部

(単位:円)

No.	科目	明細	予算額	備考
1 交付金	県補助金		49,515,419	
	経営改善指導職員設置費	38,695,495		小規模事業経営事業費補助金、沖経
	経営改善普及指導事業費	35,437,050		県補助単価より積算
	国補助金	3,258,445		
	市補助金	0		
	宜野湾市産業まつり	6,324,720		宜野湾市商工観光振興事業費補助金
	経営力向上セミナー	1,300,000		
	市產品開発・販路開拓	324,720		セミナー開催費
	中小・小規模事業者	2,500,000		パッケージデザイン支援、ミニ物産展、県内・国内出展支援、Eメール支援
	市受託料	2,200,000		エキスパート相談事業
	企業立地支援事業	4,494,204		
	県受託料	4,494,204		家賃補助・店舗改装
	0	0		
	0	0		
2 事業収入	国受託料		1,000	
	事業環境変化対応型支援事業	1,000		エネルギー物価高騰、賃最低賃金引上げ、インボイス制度導入支援等
	日商受託料		0	
	経営相談体制支援事業	0		
	受講料・負担金		3,323,700	
	受講料	40,000		
	負担金	40,000		1,000円×40名
	検定料		0	
	簿記・珠算	75,700		
	その他	75,700		簿記3級2,850円×10名、2級4,720円×10名
	手数料		0	
	記帳機械化	3,208,000		
	決算	726,000		代行手数料
	MA 1	600,000		確定申告決算手数料
	その他	1,882,000		MA 1自計
3 繰入金			0	
	一般会計繰入金	25,730,580		
	特別会計繰入金			
4 雑収入			22,709,480	
	雑収入	3,021,100		
合 計			1,000	
			78,570,699	

支出の部

(単位：円)

No.	科目	明細	予算額	備考
1	事業費		27,251,924	
	旅費	616,000		
	指導旅費	54,000		
	研修会出席旅費	212,000		一般研修、専門研修、青年部・女性会全国大会
	直面問題会議出席旅費	350,000		日商主催研修会5名×70,000円
	事務費	872,100		
	指導事務費	571,600		事務費、車両関係費、電話、通信、トナー
	調査研究費	8,200		
	備品費	292,300		リース料、ルーター
	福利環境整備費	2,021,100		
	福利環境整備費	2,021,100		退職給与積立金
	指導事業費	2,359,100		
	講習会開催費	2,000,000		講習会開催費、販路開拓事業セミナー含む
	金融指導事務費	284,000		マル経審査委員会
	記帳指導員等謝金等	0		記帳指導員の謝金
	経営発達事業評価委員会	23,500		謝金 役員3,500円×2名、専門家16,500円×1名
	消耗品費	51,600		
	資質向上対策費	215,000		
	大学校研修参加費	215,000		中小企業大学校 受講料、旅費
	商工会等指導環境推進費	0		
	事務局長設置費	0		事務局長人件費
	小規模事業施策普及費	0		
	小規模事業施策普及費	0		ポスター、パンフレット作製費
	記帳機械化促進事業費	1,105,100		
	記帳機械化促進事業費	0		記帳機械化促進に係る費用
	MA1使用料等	752,400		
	プロバイダー料金	33,000		
	リース料	258,100		輪転機、パソコン、セキュリティー、サーバ、電話、FAX、車
	消耗品・通信料	61,600		携帯電話、トナー
	若手後継者等育成事業費	2,330,000		
	青年部対策費	1,000,000		青年部助成金
	女性会対策費	600,000		女性会助成金
	その他	730,000		青年部・女性会会費、通信、消耗品
	沖縄雇用・経営基盤強化事業費	40,400		
	金融指導事務費	40,400		沖経審査委員会
	経営強化指導事業費	0		
	経営安定相談事業費	0		
	経営安定相談事業費	0		専門家謝金・旅費
	補助事業費	3,200,720		

経営力向上セミナー	398,720		3回シリーズ
市産品開発・販路開拓	2,625,000		パッケージデザイン支援、ミニ物産展、県内・国内出展支援、Eモール支援
特産品推奨品認定審査会	127,000		(役員3,500円×4名、専門家16,500円×3名)×2回
資格取得支援	50,000		5,000円×10社(ポリテクセンター、産業開発青年協会)
受託事業費	6,745,204		
事業環境変化対応型支援事業	1,000		エネルギー物価高騰、賃最低賃金引上げ、インボイス制度導入支援等
中小・小規模事業者支援	2,250,000		エキスパート相談事業
企業立地支援事業	4,494,204		家賃補助・店舗改装
販路開拓事業	2,149,700		
宜野湾市産業まつり	1,500,000		産業祭り負担金等
ミニ物産展	300,000		開催費
リース料	258,100		輸送機、パソコン、セキュリティー、サーバ、電話、FAX、車
消耗品費	91,600		
人材育成・確保事業	420,000		
求人・採用に係る事業	20,000		ハローワーク活用術セミナー 会場費
人材育成事業	200,000		新入社員・中堅社員研修 謝金、会場費、通信費
フォローアップ研修	200,000		謝金、会場費
総合振興費	450,000		
はごろも祭り	50,000		消耗品
生活習慣病健康診断	200,000		通信費、運営費
中期活動ビジョン作成	200,000		(3,500円×10名)×4回、会場費、会議費
商工業振興費	400,000		
公民連携調査	200,000		100,000円×2名
商店街支援	200,000		ヒルズ、COCO、いすのき、大山 各5万円
観光・サービス	250,000		
ベイスターズ	250,000		ベイスターズ協力会
部会事業費	3,852,000		
8業種別部会	1,300,000		建設25万円、他7部会15万円
社交業分科会	2,552,000		社交業分科会助成金 196会員×12,000+200,000円
金融税務対策費	200,000		
税務相談	120,000		確定申告期間の弁当代金
金融・税務懇談会	30,000		懇談会開催費
金融審査委員会	50,000		審査委員会弁当代金
検定事業費	25,500		
簿記検定	25,500		会場費8,500円×3回
珠算検定	0		
その他	0		
2 管理費	47,004,167		
給与費	40,400,167		
給料	25,772,400		経営指導員4名、補助員2名、記帳専任職員3名
扶養手当	1,038,000		4名
通勤手当	922,600		9名

	期末手当	9,776,030		9名
	住居手当	1,182,000		4名
	超過勤務手当	1,309,137		7名
	管理職手当	400,000		1名(経営支援課長)10%
	福利厚生費	6,498,000		
	福利厚生費	5,308,000		健康保険・厚生年金・雇用保険・労災・子ども拠出金
	子供子育て拠出金	100,000		
	健康診断	90,000		9名×10,000円
	退職金引当金	1,000,000		退職金一般負担
	法定経営指導員加算金	96,000		
	公課分担金	0		
	公課	0		
	負担金	0		
	雑費	10,000		
	雑費	10,000		
3	繰出金		3,100,000	
	特別会計繰出金	3,100,000		
4	予備費		1,214,608	
	予備費	1,214,608		
	合 計		78,570,699	

労働保険事務組合特別会計収支予算書(案)

収入の部

(単位 : 円)

科目	予算額	備考
1. 国からの交付金	3,606,008	
①報奨金	3,348,200	
②委託促進費	11,958	
③活動推進費等	245,850	
2. 委託手数料	2,871,787	
3. 雜収入	0	預金利息
4. 繰入金	0	
合 計	6,477,795	

支出の部

(単位 : 円)

科目	予算額	備考
1. 給与費	1,104,397	
①給料	1,104,397	
②扶養手当	0	
③通勤手当	0	
④期末手当	0	
⑤住居手当	0	
⑥超過勤務手当	0	
2. 福利厚生費	0	法定福利費、子供子育て拠出金
3. 健康診断	0	1人×10,000円
4. 退職金引当金	0	
5. 事務費	2,857,971	
①通信費	163,705	
②旅費交通費	1,500	
③公課分担金	96,000	
④業務費	2,333,335	
⑤事務処理手数料	246,422	
⑥事務諸費	17,009	
6. 繰出金	2,515,427	
合 計	6,477,795	

労働保険料特別会計収支予算書(案)

収入の部

(単位 : 円)

科目	予算額	備考
1. 労働保険料	34,195,613	委託事業主より預り
①当該年度概算保険料	30,687,782	
②前年確定不足保険料	3,507,831	
③一般拠出金からの充当	0	
④一般拠出金への充当	0	
2. 追徴金	1,300	委託事業主より徴収
3. 延滞金	0	
4. 還付金	310,685	
5. 預金利子	0	
6. 預り保険料	0	
合 計	34,507,598	

支出の部

(単位 : 円)

科目	予算額	備考
1. 労働保険料	34,195,613	国へ納付
2. 労働保険料の還付金	310,685	手持ち保険料から還付
3. 追徴金	1,300	国へ納付
4. 延滞金	0	国へ納付
5. 還付金	0	
6. 預金利子	0	一般会計へ繰り入れ
7. 預り保険料	0	
合 計	34,507,598	

労働保険料一般拠出金 特別会計収支予算書(案)

収入の部

(単位:円)

科目	予算額	備考
1. 一般拠出金	45,358	委託事業主より預り
①令和3年度当初確定額	44,135	
②労働保険料からの充当額	1,223	
③労働保険料への充当額	0	
2. 追徴金	0	委託事業主より徴収
3. 延滞金	0	
4. 還付金	0	
5. 預り拠出金	0	
合 計	45,358	

支出の部

(単位:円)

科目	予算額	備考
1. 一般拠出金	45,358	国へ納付
2. 還付金	0	手持ち保険料から還付
3. 追徴金	0	国へ納付
4. 延滞金	0	国へ納付
5. 還付金	0	
6. 預り拠出金	0	
合 計	45,358	

商工会議所会館特別会計収支予算書(案)

収入の部

(単位：円)

科目	予算額	備考
1. 賃貸料収入	10,000	
2. 一般会計繰入金	5,000,000	
3. 寄付金	1,000	
4. 雑収入	25,000	
5. 引当金繰入収入	1,000	
6. 前期繰越収支差額	350,000	
合 計	5,387,000	

支出の部

(単位：円)

科目	予算額	備考
1. 家屋費	3,500,000	
2. 駐車場使用料	1,277,760	
3. 事務費	410,000	
4. 借入金支出	1,000	
5. 支払利息	1,000	
6. 繰出金	1,000	
7. 資産取得引当金支出	1,000	
8. 会館維持費等支出	1,000	
9. 予備費	194,240	
10. 次期繰越収支差額	0	
合 計	5,387,000	

共済事業特別会計収支予算書(案)

収入の部

(単位:円)

科目	予算額	備考
1. 運営収入	0	
①はごろも共済(仮名)	0	
②その他	0	
2. 手数料	1,602,000	
①小規模企業共済	800,000	
②セーフティーネット共済	250,000	
③中小企業退職金共済	100,000	
④PL保険	0	
⑤業務災害補償プラン	0	
⑥ビジネス総合保険	50,000	
⑦休業補償プラン	0	
⑧リサイクル	0	
⑨JANコード	0	
⑩商工貯蓄共済	1,000	
⑪全国福祉共済	1,000	
⑫変額系保険	400,000	
3. 特定退職金掛金収入	0	
①保険料	0	
②事務収入	0	
4. 雜収入	0	
5. 繰入金	0	
6. 繰越金	0	
合 計	1,602,000	

支出の部

(単位：円)

科目	予算額	備考
1. 業務推進費	0	
①表彰費	0	
②推進費	0	
③広報費	0	
2. 事務費	3,000	
①旅費	0	
②会議費	3,000	飲み物1,000円×3回
③通信費	0	
④リース支払	0	
⑤その他事務費	0	
3. 共済給付金	0	
①見舞金	0	
②祝い金	0	
③特定退職金給付金	0	加入者退職金給付
4. 給与費	0	
①給料	0	
②扶養手当	0	
③通勤手当	0	
④期末手当	0	
⑤住居手当	0	
⑥超過勤務手当	0	
⑦管理職手当	0	
5. 福利厚生費	0	
6. 健康診断	0	
7. 退職金引当金	0	
8. 公課分担金	0	
9. 一般会計繰出金	1,499,000	
10. 雜費	0	
11. 予備費	100,000	
合　　計	1,602,000	

職員退職給与積立金特別会計收支予算書(案)

収入の部

(単位 : 円)

科目	予算額	備考
1. 繰入金	5, 100, 000	各会計からの積立金
①一般会計	2, 000, 000	
②中小企業相談部特別会計	3, 100, 000	
③共済事業特別会計	0	
④労働保険事務組合特別会計	0	
2. 雑収入	0	預金利息
3. 繰越金	0	前年度繰越金
合 計	5, 100, 000	

支出の部

(単位 : 円)

科目	予算額	備考
1. 退職給与金	0	
2. 雑費	1, 000	
3. 退職金積立	5, 099, 000	退職金積立金
合 計	5, 100, 000	

議案第4号

宜野湾商工会議所役員及び議員の選任について

のことについて、別紙のとおり総会の議決を求める。

令和8年1月26日

宜野湾商工会議所設立発起人総代
株式会社 長堂材木店
代表取締役 長 堂 昌 太 郎

宜野湾商工会議所議員役員

会頭

No.	氏名	事業所名	所在地	電話
1				

副会頭

No.	氏名	事業所名	所在地	電話
1				
2				
3				
4				

専務理事

No.	氏名	事業所名	所在地	電話
1				

常議員

No.	氏名	事業所名	所在地	電話
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				

10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				

38				
39				
40				

監事

No.	氏名	事業所名	所在地	電話
1				
2				
3				

宜野湾商工会議所議員

3号議員 (18名)

No.	代表者名	事業所名	住所	電話
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

2号議員 (42名)

No.	代表者名	事業所名	住所	電話
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				

15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				

1号議員 (60名)

No.	代表者名	事業所名	住所	電話
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				

44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				

議案第5号

その他宜野湾商工会議所設立に必要な事項の承認について

- (1) 初年度の会費の徴収方法について
- (2) 設立後の事務所の所在地について
- (3) 創立総会後、議員総会で諸規程が制定されるまで、宜野湾市商工会の諸規程を準用することについて
- (4) 取引金融機関の決定について
- (5) 初年度最高借入限度額について
- (6) 設立まで必要な経費の償却方法について
- (7) 商工会の職員を引き続き職員として採用することについて
- (8) 許可申請に関わる書類作成を発起人総代に委任することについて

このことについて、別紙のとおり総代会の議決を求める。

令和8年1月26日

宜野湾商工会議所設立発起人総代
株式会社 長堂材木店
代表取締役 長 堂 昌 太 郎

1. 初年度の会費の徴収方法について

- 宜野湾市商工会の運営規約に定められた会費の賦課基準、払込方法及び納期を適用する。

(参考)

宜野湾市商工会運営規約

第2章 会員

第4条 会費 本会の会費の額及び払込みの方法並びに納期は、別表2に定めるところによる。

2 適時、商工会の財政状況を確認し、必要がある場合には会費徴収基準（別表2）の改正を行うものとする。

別表2

会費の徴収基準、払込みの方法及び納期

1. 会費徴収基準

(1) 金額を年額として、次の基準により徴収する。

区分	個人企業	法人企業				
		500万円まで	1,000万円まで	2,000万円まで	3,000万円まで	3,000万円以上
資本金 従業員数	-	500万円まで	1,000万円まで	2,000万円まで	3,000万円まで	3,000万円以上
2人まで	10,000円	-	-	-	-	-
5人まで	14,000円	24,000円	28,000円	32,000円	36,000円	40,000円
10人まで	20,000円	28,000円	32,000円	36,000円	40,000円	44,000円
20人まで	24,000円	32,000円	36,000円	40,000円	44,000円	48,000円
30人まで	32,000円	36,000円	40,000円	44,000円	48,000円	48,000円
50人まで	36,000円	40,000円	44,000円	48,000円	48,000円	68,000円
100人まで	-	44,000円	48,000円	48,000円	68,000円	68,000円
200人まで	-	48,000円	48,000円	68,000円	68,000円	68,000円
200人以上	-	48,000円	68,000円	68,000円	68,000円	68,000円

ア. 人数は、事業従事者とする。

事業従事者とは、個人事業主、法人役員、家族従事者、従業員（パートタイマー等は1人を0.5人に換算）とする。

イ. 大企業（支店・営業所を含む）又は大企業に準ずる会員は協議の上決める。

(2) 新規加入者の初年度会費は、加入が承認された月を基準に月割りで算定する。

- (100円未満切り捨て)
- (3) 本社が加入している場合、支社又は営業所等の年会費は半額とする。
- (4) 特別会費（大規模小売店舗の会費は次の金額とする）
- | | |
|---|----------|
| ア. 売場面積 3,000 m ² 以上 | 250,000円 |
| イ. 売場面積 1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満 | 130,000円 |
- (5) 特別会員の会費(商工会の趣旨に賛同する者)
- | | |
|------------|----------|
| ア、個人企業・個人等 | 12,000円 |
| イ、法人中小企業等 | 36,000円 |
| ウ、大企業等 | 120,000円 |

2. 会費の払込みの方法

- (1) 会費は原則として、銀行等口座振替（自動振替）により払込みするものとする。
- (2) (1) によりがたい場合は、会員が直接事務局に持参するか、又は本会指定の銀行口座に払い込むものとする。
- (3) 事務局長は、職員を派遣して会費を徴収することができる。

3. 会費の納期

毎事業年度初めより 6月末日までとする。

2. 設立までの事務及び設立後の事務所の所在地について

- (1) 設立までの事務は、宜野湾市商工会事務局において行う
- (2) 設立後の事務所は、宜野湾市真志喜 1 丁目 11 番 11 号に置く（旧宜野湾市商工会）

3. 創立総会後、議員総会で諸規程が制定されるまでは、宜野湾市商工会の現諸規程を準用することについて

※現宜野湾市商工会の諸規程

規程

- (1) 服務規程
- (2) 給与規程
- (3) 旅費規程
- (4) 組織規程
- (5) 文書取扱規程
- (6) 会計規程
- (7) 事務決裁規程
- (8) 公印規程
- (9) 委員会規程
- (10) 金融審査委員会規程
- (11) 講師謝礼金等支給規程
- (12) 育児休業及び介護休業等に関する規則
- (13) 職員名札着用要領
- (14) 嘱託職員取扱規程
- (15) マル経事後指導に関する規程
- (16) 宜野湾市商工会個人情報保護規程
- (17) 宜野湾市商工会特定個人情報保護規程
- (18) 労働保険事務組合宜野湾市商工会特定個人情報取扱規程

- (19) 労働保険事務組合事務処理規程
- (20) 記帳機械化推進委員会規程
- (21) 振興調査委員会設置規程
- (22) ぎのわんブランド策定委員会設置規程
- (23) 優良従業員表彰規程
- (24) 宜野湾市商工会定年退職者再任用規程
- (25) 宜野湾市商工会公用車規程
- (26) 職員の自家用車の業務使用に関する規程
- (27) 宜野湾市商工会会館及び備品使用規程
- (28) 特定退職金共済規程
- (29) 商工会選挙規程
- (30) 宜野湾市商工会慶弔金及び見舞金規程
- (31) 宜野湾市商工会表彰規程
- (32) 宜野湾市商工会市産品部会運営規程
- (33) 宜野湾市商工会経営発達支援計画事業評価委員会設置規程
- (34) 宜野湾市商工会記帳事務委託規程
- (35) 商工会議所設立準備室の設置に関する規程
- (36) 宜野湾商工会議所設立準備委員会の設置規程
- (37) 宜野湾市商工会職員採用規程

※上記(1)～(37)の各規程に付随する規則及び内規も含む。

4. 取引金融機関の決定について

No.	金融機関名	支店名①	支店名②	支店名③	支店名④
1	琉球銀行	普天間	大謝名	宜野湾	真栄原
2	沖縄銀行	普天間	大謝名	宜野湾・我如古	
3	沖縄海邦銀行	大謝名	普天間	宜野湾・真栄原	
4	コザ信用金庫	普天間	宜野湾		
5	ゆうちょ銀行				

5. 初年度最高借入限度額について

- (1) 4,000万円(借入先:沖縄海邦銀行、琉球銀行、沖縄銀行、コザ信用金庫)

6. 設立までに必要な経費の償却方法について

- (1) 令和7年度宜野湾市商工会収支予算をもって充てる。

7. 商工会の職員を引き続き職員として採用することについて

- (1) 宜野湾市商工会職員並びに他市町村商工会に勤務する職員で、宜野湾商工会議所に移籍をする職員について、宜野湾商工会議所職員として採用する。

8. 認可申請に関わる書類作成を発起人総代に委任することについて

- (1) 設立認可申請に関わる書類作成
- (2) 設立認可申請に必要な書類の本旨を変えない程度の軽微な字句の修正
- (3) その他設立認可申請に必要な一切の事務

宜野湾商工会議所設立の経過報告

69年間の商工会等活動を礎に
地域小規模・中小企業の持続的発展と地域経済の活性化
に貢献するため令和8年4月に商工会議所の設立を目指す

1. 商工会議所を設立して地方創生を実現する

宜野湾市商工会

会長 長堂 昌太郎

◆商工会議所を設立して地元中小・小規模事業者による強靭なる街づくりを実現する

地域経済活動の中で雇用における企業の果たす役割が大きく、地元の中小・小規模企業が雇用を安定させて、さらなる雇用を創出することができれば、地域経済活性化に大きく貢献することが出来ます。

会員の皆様の中には商工会議所を設立すると大規模企業が加入し、地域の中小・小規模事業者が取り残されてしまうのかなと不安に感じる方もいらっしゃると思いますが、広大な敷地の普天間飛行場が返還されると、北谷町ハンビー地区や那覇市おもろまちと同様、人口は増加し地元商工業者が望まなくとも法律に沿って大小様々な企業が参入してきます。現在も商工会には加入しないと明言する大規模企業が多い中で、新規企業の進出や取り組みを傍観者的立場では期待される結果を得ることは大変厳しいと思われます。

宜野湾市において商工会議所を設立することで、参入してくる新規企業も地域活動に参画して頂き、地元中小・小規模事業者と協力し生み出す良質な経済活動が地域の持続性の向上に寄与する事ができるように意見調整や国県や国会議員等に意見・要請活動を積極的に行い地元企業が中心となり持続可能で競争力のある街づくりを目指し関与していきたいと思います。

◆子や孫世代のために私たちが今取り組むべきこと

大事なことは、10年、20年先の地域や経済状況を見据えて、危機感を共有し、自立への術を考え、次世代に繋いで行く為に必要な策を着実に実行していくことです。

付加価値を創造する主体である地元企業の経営者の知恵とノウハウは、地域経済を活性化させるために欠かすことが出来ないものであり、独自の技術やアイディアを持ち、発展している企業も市内に多く存在します。製造業・非製造業を問わず、地元にある企業を希少価値のあるものと捉えた上で、企業の持つ競争力を源泉として地域活性化事業を展開していくことが必要と思います。

コロナ感染症により、小規模・中小企業は一つの転換期となる時代を迎えました。宜野湾市商工会も「人口10万都市」にふさわしく、活動領域を拡大できる経済団体として商工会議所を設立して、ヒト・カネ・モノ・情報などの経営資源をフル活用して、中小・小規模事業者への経営支援を強化するとともに戦略をもって子や孫世代のための街づくりを実現できる新たな体制づくりにご理解とご協力を願い致します。

令和6年第33回総代会(令和6年5月16日開催)資料抜粋

1. 商工会議所の設立議決の件

宜野湾市商工会は、令和8年度を目指として、商工会議所の設立を推進する。

2. 宜野湾商工会議所設立の趣意

◆宜野湾市商工会は地域と会員と共に歩み 69年目

宜野湾市商工会の歴史は会員の親睦と商工業の繁栄を目的に「普天間商工会（昭和30年7月～昭和38年4月）」を結成、昭和37年7月の市昇格を受け、新たに全市の商工業を対象に「宜野湾市商工会議所（昭和38年5月～昭和48年8月）」を発足し、商工業者の団結を高め相互の充実発展を図りました。その後、沖縄の日本復帰により日本の法律が適用され、昭和48年6月29日に創立総会を開催し「宜野湾市商工会」が設立されました。

その間半世紀以上にわたり会員の皆様並びに宜野湾市と共に地域産業の振興に努めてまいりました。発足当初の会員数は1,012人であった本商工会も、今日では約1,900人を超える県下でも屈指の大規模商工会となり、地域経済団体として大きく成長発展を遂げてまいりました。

◆宜野湾市の街づくり

宜野湾市では、第4次総合計画（後期2021～2024年）の下に「人がつながる・未来へつながる・ねたてのまち宜野湾」の実現を将来都市像に掲げ、6つの基本目標の達成に向け取り組まれております。また、日米両政府の軍用地返還合意で平成27年3月キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区（51ha）が返還され、平成30年度より段階的に跡地利用計画の具体化が進むインダストリアル・コリドー地区、十数年後には米軍普天間基地も返還に向けた動きが進んでおります。

◆商工会議所を設立する理由

宜野湾市商工会では、西海岸エリアの街づくりや開発計画が進められているインダストリアル・コリドー地区、米軍普天間基地の跡地利用計画による地域経済の大きな環境変化を見据え、地域総合経済団体として市行政と一体となって魅力ある街づくりへの取組みと地域産業の更なる発展に向けて、その中核的役割を担う責務があることを認識し、組織能力強化の必要性を思考し、これから時代に対応できる組織運営の在り方について、令和2年度に「中期活動ビジョン」を策定のもと、3年間にわたり商工会議所の事業、組織運営について調査研究を進めてまいりました。その結果、地域唯一の地域総合経済団体として「時代の要請に応えられる、より強い組織財政基盤と指導力を持った商工会議所の設立」が不可欠であるとの結論に至りました。

以上申し述べた経緯等を踏まえて、県、市及び関係機関・団体の支援を得て、市内商工業者が一体となり、強力な地域総合経済団体として宜野湾商工会議所を設立しようとするものであります。

1. 商工会議所の設立認可基準について

根拠 商工会議所法第 26 条及び第 27 条第 2 項第 3 号の基準 (令和 7 年 3 月 31 日現在)

商工業者数	組織			財政		⑥専任職員数 (第 27 条)	⑦施設 (第 27 条)
	①商工業者加入率 (第 27 条)	②特定商工業者加入率 (第 27 条)	③特定商工業者設立同意 (第 26 条)	④総合規模 (第 27 条)	⑤会費収入 (第 27 条)		
基準	人以上 5,000 人未満	45%以上	85%以上	過半数	6,500 万円以上	3,100 万円以上	10 人以上 事務室、会議室を有していること
①宜野湾商工会議所会員継続数 (人) ②特定商工業者宜野湾商工会議所会員継続数 (人) ③特定商工業者宜野湾商工会議所設立同意数 (人)	51.0% (1,859/ 3,642) ※令和 7 年 12 月末	87.5% (738/84 3) ※令和 7 年 12 月末	63.6% (536/84 3) ※令和 7 年 12 月末	183, 189 万円 ※令和 8 年 4 月予 算書	53, 312 万円 ※令和 8 年 4 月予 算書	創立総会 議案書に 名簿掲載	会館自己 所有 事務室、 会議室あ り (設立認可申請要件)

※ 特定商工業者: 資本金 300 万円以上又は従業員 20 名以上(商業・サービス業 5 名以上)の事業所

2. 商工会議所と商工会

(1) 設立する地区に違いはありますか

商工会議所は、原則として市の区域(商工会及び他の商工会議所との地区の重複禁止)。

商工会は、主として町村区域(商工会議所及び他の商工会との地区重複の禁止)

(2) 商工会議所と商工会の主な違いを教えてください

項目	商工会議所	商工会
根拠法	商工会議所法	商工会法
主管官庁	経済産業省	中小企業庁
会員規模	地域の中小企業に加えて大企業も加入	地域の中小企業
業務内容	政策提言、中小企業施策等幅広い事業を実施	中小企業施策を重点実施
最高決議機関	議員総会 (号議員・2 号議員・3 号議員)	総会又は総代会
審議機関	常議員会 (正副会頭、専務理事、常議員)	理事会 (正副会長、理事)
県内の組織数	4 市 (那覇市、沖縄市、浦添市、宮古島市)	34 市町村

令和2年度（2020年）事業報告

内容

◆商工会中期活動ビジョンの策定

第1期（令和3年度～5年度）、第2期（令和6年度～8年度）に取り組むべき事業と目指す組織像について商工会議所への組織変更を策定

令和3年度（2021年）事業報告

（1）商工会議所設立推進検討委員会（4回開催）

開催年月日	審議事項等	出席者数
令和3年 8月24日（火） 14:00～16:00 ラグナガーデン ホテル 明海の間	1. 本事業計画の承認について 2. 商工会・会議所の外部環境・内部環境分析 3. アンケート・ヒヤリング調査の内容について 4. 意見交換 5. その他	15名
令和3年 10月27日（水） 14:00～16:00 宜野湾マリン支援センター	1. 第1回委員会の質問事項について 2. 経営改善普及事業及び組織運営に係るアンケート調査の報告について 3. 商工会・商工会議所等の比較整理について 4. 意見交換	14名
令和3年 12月20日（月） 14:00～16:00 宜野湾マリン支援センター	1. 第2回委員会の質問事項について 2. 商工会議所設立趣意書について 3. 先進事例調査について 4. 報告書の構成（案）について 5. 意見交換	11名
令和4年 2月22日（火） 14:00～16:00 宜野湾マリン支援センター	1. 第3回委員会の質問事項について 2. 先進事例調査の報告について 3. 報告書（案）について 4. 報告事項	16名

（2）先進事例調査（オンライン）

開催年月日	審議事項等	出席者数
令和4年 1月22日（火） 10:00～16:00 宜野湾市商工会 本館会議室	1. 観察先 越谷商工会議所、流山商工会議所 2. 内容 ① 会議所設立のスケジュール及び設立手続について ② 会議所設立に係る会員への周知と承諾について ③ 特定商工業者名簿の作成及び負担金の設定、設立同意について ④ 会議所職員の募集方法及び一元化された職員の移管手続きについて ⑤ 職員の給与と部署異動について ⑥ 意見・提言活動の実績と成果 ⑦ 商工会議所設立のプラス面とマイナス面 ⑧ 会議所設立後の会員加入運動について	3名

（3）商工会理事会

開催年月日	審議事項等	出席者数

令和 3 年 6 月 24 日 (木) 13:00~15:00 ラグナガーデン ホテル 羽衣の間	第 2 回理事会 議題：商工会議所設立推進検討委員会について（承認） ※（設置目的：一部抜粋）約十数年後に実現する普天間飛行場の返還跡地活用の期待が高まる中で、令和 2 年度に策定した「中期活動ビジョン」の中で「期待される経済団体」として方向性を示し、新しい街づくりに向けた環境整備を行う上で、制限と限界がある商工会組織と商工会議所組織の経営改善普及事業や一般事業、収益事業について比較衡量し検討する。	24名
令和 4 年 3 月 29 日 (火) 13:00~14:50 宜野湾マリン支 援センター	第 6 回理事会 議題：商工会議所設立準備室設置に関する規程の制定（承認） ※ 商工会議所設立準備室設置に関して次期尚早との意見もあり。提案された意見、提案については正副会長で真摯に受け止め、商工会議所設立時期を目標とし役員及び総代、会員への丁寧な説明を行い、不測の事態には設立時期を遅らせることで準備室設置について承認。	29名

令和 4 年度（2022 年）事業報告

（1）商工会議所設立推進検討委員会（4回開催）

開 催 年 月 日	審 議 事 項 等	出席者数
令和 4 年 7 月 22 日 (金) 14:00~16:00 宜野湾マリン支 援センター	1. 本事業計画の承認について 2. 県内商工会議所のアンケート調査内容の検討 3. 日本商工会議所等の事例調査内容の検討 4. 意見交換	15名
令和 4 年 10 月 28 日 (金) 14:00~16:00 宜野湾マリン支 援センター	1. 第 1 回委員会の質問事項について 2. 県内商工会議所アンケート調査等の報告 3. 日本商工会議所等の先進事例調査の報告 4. 普天間飛行場跡地利用全体計画の中間取りまとめ（第 2 回）までの経緯について 5. 商工会議所を設立する事由（軸）について 6. 意見交換	15名
令和 4 年 12 月 14 日 (水) 14:00~16:00 宜野湾マリン支 援センター	1. 第 2 回委員会の質問事項について 2. F A Q 内容の検討 3. 会員周知チラシ（案）の検討 4. 商工会議所設立趣意書について 5. 意見交換	11名
令和 5 年 2 月 16 日 (木) 14:00~16:00 宜野湾マリン支 援センター	1. 第 3 回委員会の質問事項について 2. F A Q 内容の承認について 3. 会員周知チラシ（案）の承認について 4. 商工会議所設立スケジュールについて 5. 意見交換	15名

（2）商工会議所設立推進プロジェクトチーム会議（6回開催）

開 催 年 月 日	協 議 事 項 等	出席者数
-----------	-----------	------

令和4年 9月14日(水) 11:00~12:10 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 商工会議所設立スケジュールの検討 2. 商工会議所設立推進検討委員会における課題について 3. 先進事例調査の内容について 4. 特定商工業者名簿作成の進捗状況について 5. 会員数について 6. 意見交換	5名
令和4年 10月12日(水) 11:00~12:10 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 第1回委員会の質問事項について 2. 商工会議所設立スケジュールについて 3. 県内商工会議所組織運営に係るアンケート調査集計結果 4. 商工会議所を設立する事由(軸)について 5. 意見交換	4名
令和4年 11月7日(月) 11:00~12:20 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 第2回委員会の質問事項について 2. 先進事例調査の報告 3. FAQのテンプレート(案)の検討 4. 会員向け広報チラシ(案)の検討 5. 意見交換	5名
令和4年 12月6日(月) 11:00~12:00 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 第2回委員会の質問事項について 2. FAQ内容の検討 3. 会員周知チラシ(案)の検討 4. 意見交換	4名
令和5年 1月11日(水) 11:00~12:00 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 第3回委員会の質問事項について 2. FAQ内容の修正 3. 商工会議所設立準備委員会の組織図(案)及び検討事項について 4. 令和4年度第6回理事会への提案資料について 5. 意見交換	4名
令和5年 2月13日(月) 11:00~12:00 宜野湾市商工会 3階会議室	1. FAQ及び会長挨拶の修正について 2. 商工会議所の一般会計及び特別会計について 3. 商工会議所設立に係る費用について 4. 意見交換	4名

(3) 先進事例調査

開催年月日	審議事項等	出席者数
令和4年 10月13日(木) ~14日(金) 東京都・埼玉県	① 日本商工会議所 ア. 日時: 令和4年10月13日(木) 14時30分~ ② 越谷商工会議所 ア. 日時: 令和4年10月14日(金) 10時~12時 イ. 対応者: 専務理事 遠藤正市、理事 平田 徳久理事・事務局長 伊藤 猛 ウ. 内容: ・商工会議所設立に係る会員説明会の質問の内容について ・商工会議所の設立にあたり、会員からの要望事項について ・設立認可基準である特定商工業者について ・特定商工御者の設立同意書について ・議員候補者名簿の作成について ・個人事業所の議員選任について	4名

	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会ビジョンの作成について ・商工会議所設立後の組織運営について ・商工会議所を設立して良かった点 ・商工会議所組織が良かった点について 	
--	---	--

(4) 商工会理事会

開催年月日	審議事項等	出席者数
令和4年 4月21日(木) 13:00～15:00 宜野湾マリン支援センター	<p>第1回理事会 議題：宜野湾市商工会第31回通常総代会審議事項について（承認） ※ 一部役員から商工会議所設立に伴う予算措置について慎重論が出るが、新しい組織が順調になるまで期間がかかる。次の世代が活動しやすいよう現世代が全力で準備をするのも必要だと考えている。</p>	25名
令和5年 3月24日(金) 13:00～15:00 宜野湾マリン支援センター	<p>第6回理事会 議題：商工会議所設立スケジュールの承認について（承認） ※ 今後1年目決議したら、2年目、各々特に支障がなければ推進する。問題・課題があればもう一度充実させて最短で4年の令和8年4月1日の設立を目指す。スケジュール的にはこういう流れになるということに対してのご承認ということでご理解頂きたい。</p>	22名

(5) 総代会

開催年月日	審議事項等	出席者数
令和4年 5月16日(月) 16:00～18:00 ラグナガーデン ホテル羽衣の間	<p>第31回通常総代会 第3号議案：令和4年度事業計画書（案）並びに収支予算書（案）の審議において商工会議所設立準備室について承認可決。</p>	115名

(6) 役員研修会

開催年月日	内 容	出席者数
令和4年 12月7日(水) 14:00～16:00 宜野湾マリン支援センター	<p>テーマ：「商工会議所と商工会」 講 師：浦添商工会議所 専務理事 渡名喜 守聖</p>	23名

令和5年度（2023年）事業報告

(1) 商工会議所設立準備委員会

①幹事会（8回開催）

開催年月日	協議事項等	出席者数
-------	-------	------

令和 5 年 8 月 7 日 (月) 11:00~11:50 宜野湾市商工会 3 階会議室	1. 諸規程管理規則 (案) について 2. 商工会議所倫理規程 (案) について 3. 商工会議所内部通報制度に関する規程 (案) について 4. 会員企業表彰並びに経済関係団体表彰規則 (案) について 5. 商工会解散総会日の決定について 6. 意見交換	5 名
令和 5 年 9 月 6 日 (水) 11:00~12:05 宜野湾市商工会 3 階会議室	審議事項 1. 宜野湾商工会議所役員・議員表彰規則 (案) について 2. 宜野湾商工会議所名誉役職に関する規則 (案) について 3. 宜野湾商工会議所役員、議員及び会員の慶弔および見舞いに関する規則 (案) について 4. 宜野湾商工会議所青年部規則 (案) について 5. 宜野湾商工会議所女性会規則 (案) について 協議事項 1. 1 号議員選挙の投票権利を第 3 者の会員に委任できる権利について 2. 宜野湾商工会議所の議員・役員の任期を全国の任期との整合方法について	5 名
令和 5 年 10 月 3 日 (火) 11:00~12:10 宜野湾市商工会 3 階会議室	1. 宜野湾商工会議所組織・事務規則 (案) について 2. 宜野湾商工会議所事務決裁規則 (案) について 3. 宜野湾商工会議所文書取扱規程 (案) について 4. 宜野湾商工会議所公印規程 (案) について 5. 宜野湾商工会議所情報機器管理規程 (案) について 6. 意見交換	5 名
令和 5 年 11 月 9 日 (木) 11:00~11:40 宜野湾市商工会 3 階会議室	1. 宜野湾商工会議所予算管理規則 (案) について 2. 宜野湾商工会議所契約規程 (案) について 3. 宜野湾商工会議所金銭出納に関する規程 (案) について 4. 宜野湾商工会議所固定資産・物品管理規程 (案) について 5. 宜野湾商工会議所講師謝金規程 (案) について	6 名
令和 5 年 12 月 5 日 (火) 11:00~11:55 宜野湾市商工会 3 階会議室	1. 宜野湾商工会議所職員就業規則 (案) について 2. 宜野湾商工会議所育児・介護休業規程 (案) について 3. 宜野湾商工会議所車両等管理規程 (案) について 4. 宜野湾商工会議所嘱託職員就業規則 (案) について 5. 宜野湾商工会議所臨時職員就業規則 (案) について 6. 宜野湾小会議所無期雇用転換職員就業規則 (案) について	6 名
令和 6 年 1 月 10 日 (火) 11:00~11:55 宜野湾市商工会 3 階会議室	1. 宜野湾商工会議所職員研修規程 (案) について 2. 宜野湾商工会議所常勤役職員表彰規則 (案) について 3. 宜野湾商工会議所会員企業表彰並びに経済関係団体表彰規則の一部改正 (案) について 4. 宜野湾商工会議所職員転換制度規程 (案) について 5. 宜野湾商工会議所臨時職員給与規則 (案) について 6. 宜野湾小会議所職員の諸手当の運用 (案) について 7. 宜野湾商工会議所職員給与算定要綱 (案) について 8. 宜野湾商工会議所人事交流に伴う単身赴任手当支給に関する規程 (案) について	6 名
令和 6 年 2 月 7 日 (火) 11:00~11:55 宜野湾市商工会	1. 宜野湾商工会議所国内旅費規則 (案) について 2. 宜野湾商工会議所国外旅費規則 (案) について 3. 宜野湾商工会議所職員退職金規程 (案) について 4. 宜野湾商工会議所職員の慶弔及び見舞金に関する規程	5 名

3階会議室	<p>(案)について</p> <p>5. 役員並びに議員の慶弔および見舞い等に関する規則の一部改正 (案)について</p> <p>6. 宜野湾商工会議所金融審査委員会規則 (案)について</p> <p>7. 宜野湾商工会議所小規模事業者経営改善資金融資制度に係る事後指導に関する規程 (案)について</p> <p>8. 業種別部会総会における商工会議所設立決議について</p>	
令和6年 3月6日(水) 11:15~12:00 宜野湾市商工会 3階会議室	<p>1. 小規模企業振興委員制度規則 (案)について</p> <p>2. 宜野湾商工会議所会館並びに備品の管理に関する規程 (案)について</p> <p>3. 宜野湾商工会議所関係団体等からの事務受託に関する規則 (案)について</p> <p>4. 宜野湾商工会議所機関紙広告規程 (案)について</p> <p>5. 宜野湾商工会議所商工関係一般に関する表彰規則 (案)について</p> <p>6. 宜野湾商工会議所後援等名義の使用の承認に関する規程 (案)について</p> <p>7. 総代会における商工会議所設立の決議について</p>	6名

②商工会議所正副会頭・専務理事との懇談会等（3回開催）

開催年月日	審議事項等	出席者数
令和5年 9月25日(水) 13:30~15:30 沖縄商工会議所	<p>◆沖縄商工会議所事前打ち合わせ</p> <p>1. 正副会頭会議及び常議員会の協議内容と役割分担について</p> <p>2. 意見要請内容の発案から内容を検討するプロセスについて</p> <p>3. 議員及び役員候補者の選考方法と選考時期について</p> <p>4. 市役所との連携状況と課題について</p> <p>5. 沖縄県商工会議所連合会及び九州商工会議所連合会、日商との関わり方について</p> <p>6. 会員より評価を受けている支援事業について</p> <p>7. 意見交換</p>	5名
令和5年 10月11日(月) 10:30~12:00 沖縄商工会議所	<p>◆沖縄商工会議所</p> <p>1. 商工会議所の組織運営で大切にしていることは何ですか</p> <p>2. 正副会頭として議員の方々が商工会議所について理解不足と感じることはありますか</p> <p>3. 議員や役員を経験してよかったですと感じたことはありますか</p> <p>4. 質疑・意見交換</p>	15名
令和5年 11月6日(月) 13:30~14:30 浦添商工会議所	<p>◆浦添商工会議所</p> <p>1. 正副開業会頭会議及び常議員会の協議内容と役割分担について</p> <p>2. 意見要請内容の発案から内容を検討するプロセスについて</p> <p>3. 議員及び役員候補者の選考方法と選考時期について</p> <p>4. 市役所との連携状況と課題について</p> <p>5. 沖縄県商工会議所連合会及び九州商工会議所連合会、日商との関わり方について</p> <p>6. 会員より評価を受けている支援事業について</p> <p>7. 意見交換</p>	15名

③総務部会（3回開催）

開催年月日	審議事項等	出席者数
令和5年 8月21日（月） 14:00～15:30 宜野湾マリン支援センター	1. 設立趣意書（案）について 2. 宜野湾商工会議所定款（案）について 3. 宜野湾商工会議所会員加入手続規約（案）について 4. 宜野湾商工会議所会費および負担金に関する規約（案）について 5. 宜野湾商工会議所の選挙および選任に関する規約（案）について 6. 宜野湾商工会議所部会規約（案）について 7. 宜野湾商工会議所委員会規約（案）について 8. 宜野湾商工会議所諸証明等手数料徴収規約（案）について 9. 特別会費（議員会費・役員会費）（案）について 10. 宜野湾商工会議所創立総会の開催日について	15名
令和5年 10月26日（木） 14:00～16:00 宜野湾マリン支援センター	1. 設立趣意書（案）について 2. 宜野湾商工会議所定款（案）について 3. 宜野湾商工会議所会員加入手続規約（案）について 4. 宜野湾商工会議所会費および負担金に関する規約（案）について 5. 宜野湾商工会議所の選挙および選任に関する規約（案）について 6. 宜野湾商工会議所部会規約（案）について 7. 宜野湾商工会議所委員会規約（案）について 8. 宜野湾商工会議所諸証明等手数料徴収規約（案）について 9. 特別会費（議員会費・役員会費）（案）について	9名
令和6年 1月29日（月） 14:00～15:15 宜野湾マリン支援センター	1. 人材確保・育成事業（案）の検討について 2. 販路開拓支援事業（案）の検討について 3. 令和8年度 事業計画書（案）の検討について 4. 令和8年度 収支予算書（案）の検討について	11名

④組織部会（3回開催）

開催年月日	審議事項等	出席者数
令和5年 8月22日（火） 10:00～12:00 宜野湾マリン支援センター	1. 会員加入促進運動の目標について 2. 自家共済事業及び共済の取扱いについて 3. 特定退職金共済事業について 4. 総代向け説明会について 5. 会員サービス事業について（健康・福祉厚生事業）検討	10名
令和5年 8月22日（火） 10:00～11:30 宜野湾マリン支援センター	1. 会員加入促進運動の目標について 2. 総代向け説明会について 3. 会員サービス事業（健康・福祉厚生事業）の検討 4. 自家共済事業及び共済の取扱い及び推進状況について 5. 特定退職金共済事業について	6名
令和6年 1月24日（水） 10:00～12:00 宜野湾マリン支援センター	1. 会員加入促進運動について 2. 総代向け説明会について（ブロック別説明会） 3. 会員サービス事業（健康・福祉厚生事業）の検討 4. 自家共済事業の推進状況について	10名

(2) 商工会議所設立推進プロジェクトチーム会議（4回開催）

開催年月日	協議事項等	出席者数
令和5年 4月11日（月） 10:30～11:40 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 商工会議所設立準備委員会の部会員及び協議項目について 2. 令和5年度～令和7年度会員加入増強運動実施計画について 3. 自家共済事業の取扱いの方針について 4. 特定退職金共済事業継続又は廃止の方針について 5. 意見交換	5名
令和5年 5月9日（火） 11:00～12:20 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 商工会議所が取り扱う生命共済の取組について 2. 特定商工業者法定台帳の作成調査について 3. 商工会議所設立認可基準について 4. 意見交換	5名
令和5年 6月5日（月） 11:00～12:20 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 宜野湾商工会議所設立準備委員会設置規程について 2. 商工会議所設立準備委員会相談役就任依頼及び行政への文書について 3. 浦添商工会議所・沖縄商工会議所正副会頭等との懇談会開催要項（案）について 4. 令和5年度総代並びに会員向け商工会議所設立説明会の開催要項（案）について 5. 意見交換	4名
令和5年 7月4日（火） 11:00～12:00 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 議員（1号～3号）就任候補者名簿の作成に係る巡回訪問の実施について 2. 商工会議所設立準備委員会の進め方について 3. 意見交換	4名

(3) 商工会理事会

開催年月日	審議事項等	出席者数
令和5年 6月21日（水） 13:00～15:00 宜野湾マリン支援センター	第2回理事会 議題：宜野湾商工会議所設立準備委員会設置規程（案）について（承認） ※ 令和5年3月の第6回理事会及び5月の総代会にて承認された宜野湾商工会議所設立準備委員会設置規程（案）及び設立準備委員会開催要項（案）、設立準備委員会の組織図（案）について承認可決。	24名
令和6年 3月21日（木） 14:00～15:00 宜野湾マリン支援センター	第6回理事会 議題：宜野湾商工会議所の設立及び第33回通常総代会議案上程の決議について（承認） ※ 第33回通常総代会において、令和8年度を目途として宜野湾商工会議所設立の推進を上程することを承認可決。	26名

(4) ブロック別会議（12回開催）

開催年月日	審議事項等	出席者数

令和5年 11月7日（火） 15:30～17:00 宜野湾市社会福祉センター	Aブロック総代研修会（A・B・E・F合同開催） 議題 （1）宜野湾商工会議所設立に向けての説明 （2）質疑応答	29名
令和5年 12月19日（火） 9:30～10:45 宜野湾マリン支援センター	Aブロック会員研修会 議題 （1）宜野湾商工会議所設立に向けての説明 （2）質疑応答	5名
令和5年 11月7日（火） 15:30～17:00 宜野湾市社会福祉センター	Bブロック総代研修会（A・B・E・F合同開催） 議題 （1）宜野湾商工会議所設立に向けての説明 （2）質疑応答	29名
令和5年 12月19日（火） 11:00～12:15 宜野湾マリン支援センター	Bブロック会員研修会 議題 （1）宜野湾商工会議所設立に向けての説明 （2）質疑応答	7名
令和5年 10月17日（火） 15:30～17:00 宜野湾マリン支援センター	Cブロック総代研修会（C・D合同開催） 議題 （1）宜野湾商工会議所設立に向けての説明 （2）質疑応答	16名
令和5年 11月20日（月） 14:00～16:00 宜野湾マリン支援センター	Cブロック会員研修会 議題 （1）宜野湾商工会議所設立に向けての説明 （2）質疑応答	17名
令和5年 10月17日（火） 15:30～17:00 宜野湾マリン支援センター	Dブロック総代研修会（C・D合同開催） 議題 （1）宜野湾商工会議所設立に向けての説明 （2）質疑応答	16名
令和5年 12月20日（月） 9:30～10:45 宜野湾マリン支援センター	Dブロック会員研修会 議題 （1）宜野湾商工会議所設立に向けての説明 （2）質疑応答	8名
令和5年 11月7日（火） 15:30～17:00 宜野湾市社会福祉センター	Eブロック総代研修会（A・B・E・F合同開催） 議題 （1）宜野湾商工会議所設立に向けての説明 （2）質疑応答	29名
令和5年 12月20日（水） 11:00～12:15 宜野湾マリン支援センター	Eブロック会員研修会 議題 （1）宜野湾商工会議所設立に向けての説明 （2）質疑応答	6名

令和5年 11月7日(火) 15:30~17:00 宜野湾市社会福祉センター	Fブロック総代研修会(A・B・E・F合同開催) 議題 (1) 宜野湾商工会議所設立に向けての説明 (2) 質疑応答	29名
令和5年 12月19日(火) 11:00~12:15 宜野湾マリン支援センター	Fブロック会員研修会 議題 (1) 宜野湾商工会議所設立に向けての説明 (2) 質疑応答	6名

令和6年度(2024年)事業報告

(1) 商工会議所設立準備委員会

①幹事会(12回開催)

開催年月日	協議事項等	出席者数
令和6年 4月11日(木) 11:00~12:00 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 宜野湾商工会議所個人情報保護規程(案)について 2. 宜野湾商工会議所特定個人情報保護規程(案)について 3. 宜野湾商工会議所外部委託管理規程(案)について 4. 宜野湾商工会議所人事記録に関する規則(案)について 5. 宜野湾商工会議所人事考課モデル規程(案)について 6. 国、県、宜野湾市、商工会連合会、商工会議所連合会への設立支援依頼のご訪問について	5名
令和6年 5月8日(水) 11:00~12:00 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 定年退職者再任用規程(案)について 2. 宜野湾市役所庁舎前特産品販売会運営規程(案)について 3. 経営発達支援計画事業評価委員会設置規程(案)について 4. 第1回商工会連合会との懇談会の内容(案)について 5. 沖縄総合事務局との設立に係る調整内容(案)について	6名
令和6年 6月11日(水) 11:00~11:50 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 商工会議所記帳事務委託規程(案)について 2. 宜野湾市政功労者表彰に関する推薦規程(案)について 3. 沖縄県中小企業支援課との設立等協議内容について 4. 日本商工会議所、東京商工会議所等への訪問について 5. 総代の議員候補者名簿への掲載確認文書について 6. 宜野湾商工会議所設立準備委員会組織について 7. 商工会議所設立支援に係るご訪問の式次第について	6名
令和6年 7月9日(火) 11:00~12:10 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 育児休業休暇取得に伴う代替職員の任用要領(案)について 2. 職員人事交流実施規程(案)について 3. 宜野湾商工会議所職員採用規程(案)について 4. 会員章(案)の検討について 5. 沖縄県商工会連合会との第1回設立協議について 6. 宜野湾市との設立協議について	6名
令和6年 8月5日(火) 11:00~12:00 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 那覇商工会議所正副会頭・専務理事との懇談会について 2. 市内経済団体等へ商工会議所設立説明会の開催について 3. 令和6年度総代・会員向け商工会議所設立説明会の開催について 4. 宜野湾市商工会職員採用に係る規程等の整備について 5. 日商、東商、流山商工会議所の事例調査等実施報告について	6名

	いて 6. 会員章について	
令和6年 9月5日(木) 11:00~12:00 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 役員退任慰労金支給規程(案)について 2. 県連合会との第1回設立協議の状況について 3. 沖縄総合事務局との設立に係る確認状況について 4. 創立総会(1月)、解散総会(3月)、通常・臨時議員総会(6・7月)の議案について	5名
令和6年 10月11日(金) 11:00~12:00 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 沖縄県との第1回設立協議について 2. 宜野湾市との第1回設立協議について 3. 商工会の解散・商工会議所設立の手続きについて 4. 商工会議所のグループウェアの検討について 5. 報告事項 (1) 市内経済団体等へ商工会議所設立に係る説明会	6名
令和6年 11月11日(月) 11:00~12:00 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 1号・2号・3号議員の選出方法及び常議員会の議員構成について 2. 宜野湾商工会議所の会員加入申込について 3. 宜野湾商工会議所会員証の検討について 4. 報告事項 (1) 特定商工業者法定台帳作成調査へのご協力及び商工会議所設立同意書の提出について(お願い)	6名
令和6年 12月3日(火) 11:00~12:00 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 宜野湾市商工会総代の商議所議員候補者名簿登録調査の結果について 2. 商工会議所役員及び議員選考手順の検討について 3. 商工会移籍する職員の退職金の取扱い及び申告について 4. 報告事項 (1) 那覇商工会議所正副会頭・専務理事との懇談会について (2) 特定商工業者法定台帳作成調査、商議所設立同意書の提出状況について	6名
令和7年 1月10日(金) 11:00~12:00 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 議員・役員選考委員会設置規程の承認及び議員・役員予備選考委員の選任について 2. 沖縄県商工会連合会との設立協議について 3. 3号議員候補事業所の巡回訪問について 4. 沖縄総合事務局への経過報告について 5. 報告事項 (1) 特定商工業者法定台帳の作成調査、商議所設立同意書の提出状況について	6名
令和7年 2月6日(木) 11:00~12:00 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 3号議員候補事業所の巡回訪問について 2. 商工会議所創立総会及び商工会解散総会の講師・講演テーマについて 3. 商工会議所創立記念ノベルティの検討について 4. 沖縄県への経過報告について	6名
令和7年 3月6日(木) 11:00~12:00 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 商工会議所設立発起人会の進め方について 2. 商工会議所創立総会及び商工会解散総会の講師・講演テーマについて 3. 商工会議所創立記念ノベルティの検討について 4. 沖縄県商工会連合会との第2回設立協議の結果について 5. 報告事項 (1) 3号議員就任依頼訪問の状況について	6名

②総務部会（3回開催）

開催年月日	審議事項等	出席者数
令和6年 8月27日（火） 14:00～15:15 宜野湾マリン支援センター	1. 人材確保・育成事業（案）の検討について 2. 販路開拓支援事業（案）の検討について 3. 令和8年度 事業計画書（案）の承認について 4. 令和8年度 収支予算書（案）の承認について	10名
令和6年 10月22日（火） 14:00～15:00 宜野湾マリン支援センター	1. 商工会議所のホームページについて 2. 記帳指導に係る会計システムの検討について 3. 商工会議所の標準業務処理システム「TOAS」の導入について	9名
令和7年 1月28日（火） 14:00～15:30 宜野湾マリン支援センター	1. 商工会議所のホームページについて 2. 記帳指導に係る会計システムの検討について 3. 商工会議所の標準業務処理システム「TOAS」の導入について 4. 報告事項 （1）議員・役員候補者の選考について （2）今後のスケジュールについて	10名

③組織部会（3回開催）

開催年月日	審議事項等	出席者数
令和6年 9月6日（金） 10:00～11:30 宜野湾マリン支援センター	1. 会員加入促進運動の目標について 2. 自家共済事業及び共済の取扱いについて 3. ブロック別総代・会員向け説明会について 4. 会員サービス事業について（健康・福祉厚生事業）の検討	11名
令和6年 11月12日（火） 10:00～11:30 宜野湾市商工会1階会議室	1. 特定商工業者の名簿作成・同意書回収について 2. 商工会議所会員加入申込書の取りまとめ（回収） 3. 検定事業の実施について 4. 海外進出支援（原産地証明書の発行） 5. 電子証明書の発行について	12名
令和7年 2月18日（火） 10:00～11:30 宜野湾市商工会1階会議室	1. 特定商工業者の名簿作成・同意書回収について 2. 検定事業の実施について 3. 海外事業の実施について 4. 電子証明書の発行について検討	9名

（2）商工会理事会

開催年月日	審議事項等	出席者数
令和6年 4月24日（水） 13:30～15:30 宜野湾マリン支援センター	第1回理事会 議題：令和6年度第33回通常総代会審議事項について（承認） ※ 令和6年5月16日開催の第33回通常総代会において、宜野湾商工会議所設立について上程することを承認可決。	25名
令和7年 1月29日（水） 13:00～14:00 ラグナガーデン	第5回理事会 議題：宜野湾商工会議所会頭候補者の選任方法について（承認） ※ 商工会議所初代会頭の選任方法について、①商工会役員	26名

ホテル明海の間	5名推薦による立候補、②議員・役員予備選考委員会の2通りで進めることを説明し承認可決。	
---------	---	--

(3) 総代会

開催年月日	審議事項等	出席者数
令和6年 5月16日(木) 16:00~18:00 ラグナガーデン ホテル羽衣の間	第33回通常総代会 第5号議案:宜野湾商工会議所設立について上程し全会一致で承認可決。	115名

(4) 市内経済団体等説明会

開催年月日	審議事項等	出席者数
令和6年 9月27日(金) 11:00~12:10 宜野湾マリン支援センター	1. 商工会議所設立の経緯、今後のスケジュールについて 2. 議員候補者の募集 3. 質疑応答、意見交換 4. 出席団体:宜野湾市建築設計事務所会、沖縄県建築士宜野湾支部、宜野湾市建設業者会、宜野湾電友会、宜野湾市管工事協同組合、宜野湾市はごろも緑化会、宜野湾市飲食組合、JA沖縄宜野湾支店、宜野湾市社会福祉協議会	12名

(5) 商工会議所設立の支援依頼(5機関へ依頼)

開催年月日	審議事項等	出席者数
令和6年 7月2日(火) 11:00~11:30 県商工労働部中小企業支援課	1. 商工会議所設立の経緯及び今後の日程等について説明 2. 質疑応答、意見交換	6名
令和6年 7月8日(月) 14:00~14:30 沖縄総合事務局	1. 商工会議所設立の経緯及び今後の日程等について説明 2. 質疑応答、意見交換	6名
令和6年 7月8日(月) 15:15~15:45 沖縄県商工会連合会	1. 商工会議所設立の経緯及び今後の日程等について説明 2. 質疑応答、意見交換	6名
令和6年 7月11日(木) 11:00~11:30 沖縄県商工会議所連合会	1. 商工会議所設立の経緯及び今後の日程等について説明 2. 質疑応答、意見交換	6名
令和6年 7月18日(木) 13:30~14:00 宜野湾市役所	1. 商工会議所設立の経緯及び今後の日程等について説明 2. 質疑応答、意見交換	6名

(6) ブロック別会議（12回開催）

開催年月日	審議事項等	出席者数
令和6年 10月3日（木） 14:00～15:20 普天間三区公民館	Aブロック総代研修会 議題 (1) 宜野湾商工会議所設立に向けての説明 (2) 正副会長との意見交換	14名
令和7年 1月20日（月） 17:00～18:00 旬彩創作工房なかむら	Aブロック研修会 議題 (1) 宜野湾商工会議所設立に向けての説明 (2) 正副会長との意見交換	9名
令和6年 10月1日（火） 14:00～15:20 普天間三区公民館	Bブロック総代研修会 議題 (1) 宜野湾商工会議所設立に向けての説明 (2) 正副会長との意見交換	11名
令和7年 1月27日（月） 17:00～18:10 大衆洋風酒場アカチトロフィック	Bブロック会員研修会 議題 (1) 宜野湾商工会議所設立に向けての説明 (2) 正副会長との意見交換	17名
令和6年 10月4日（金） 14:00～15:20 宜野湾マリン支援センター	Cブロック総代研修会 議題 (1) 宜野湾商工会議所設立に向けての説明 (2) 正副会長との意見交換	17名
令和6年 12月12日（木） 18:00～19:00 宜野湾マリン支援センター	Cブロック会員研修会 議題 (1) 宜野湾商工会議所設立に向けての説明 (2) 正副会長との意見交換	19名
令和6年 9月30日（月） 14:00～15:10 宜野湾マリン支援センター	Dブロック総代研修会 議題 (1) 宜野湾商工会議所設立に向けての説明 (2) 正副会長との意見交換	14名
令和6年 12月10日（火） 17:00～18:00 (株) シーイー会議室	Dブロック会員研修会 議題 (1) 宜野湾商工会議所設立に向けての説明 (2) 正副会長との意見交換	15名
令和6年 9月25日（水） 16:00～17:30 真栄原公民館	Eブロック総代研修会（E・F合同開催） 議題 (1) 宜野湾商工会議所設立に向けての説明 (2) 正副会長との意見交換答	19名
令和6年 12月19日（木） 17:00～18:00 味処 阜	Eブロック会員研修会（E・F合同開催） 議題 (1) 宜野湾商工会議所設立に向けての説明 (2) 正副会長との意見交換	23名

令和5年 11月7日(火) 15:30~17:00 宜野湾市社会福祉センター	Fブロック総代研修会(E・F合同開催) 議題 (1) 宜野湾商工会議所設立に向けての説明 (2) 正副会長との意見交換	19名
令和6年 12月19日(木) 17:00~18:00 味処 阜	Eブロック会員研修会(E・F合同開催) 議題 (1) 宜野湾商工会議所設立に向けての説明 (2) 正副会長との意見交換	23名

令和7年度(2025年)事業報告

(1) 商工会議所設立準備委員会

①幹事会(9回開催)

開催年月日	協議事項等	出席者数
令和7年 4月7日(月) 11:00~12:00 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 創立総会の本人出席者の確認方法について 2. 3号議員就任承諾の状況と今後の対応について 3. 宜野湾市への経過報告について 4. 沖縄県商工会議所連合会への経過報告について 5. 令和7年度商工会議所設立準備室の体制について 6. 報告事項 (1) 会頭候補者の選考状況について	5名
令和7年 5月13日(火) 11:00~12:00 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 3号議員就任承諾の状況と今後の対応について 2. 1号議員候補者及び2号議員候補者の推薦状況について 3. 職員の採用方法について	5名
令和7年 6月16日(月) 11:00~12:00 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 3号議員就任承諾の状況と今後の対応について 2. 1号議員候補者及び2号議員候補者の立候補・推薦状況について 3. 商工会議所設立発起人会の開催について 4. 沖縄総合事務局への定款・規約・規程等の事前確認について 5. 特定商工業者の追加調査及び同意書の回収について	5名
令和7年 7月8日(火) 11:00~12:00 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 第1回商工会議所発起人会の審議事項について 2. 3号議員の就任状況について 3. 1号議員及び2号議員の立候補・推薦状況について 4. 特定商工業者法定台帳の作成調査の実施について	5名
令和7年 8月6日(水) 11:00~12:00 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 第2回商工会議所発起人会の審議事項について 2. 特定商工業者加入率85%達成に向けて 3. 報告事項 (1) 議員の就任状況について (2) 特定商工業者法定台帳の作成調査の状況について (3) 会員継続の回収状況について	5名
令和7年 9月9日(火) 11:00~12:00 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 第3回商工会議所発起人会の審議事項について 2. 報告事項 (1) 議員の就任状況について (2) 特定商工業者法定台帳の作成調査の状況について	5名

令和7年 10月7日（火） 11:00～12:00 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 沖縄総合事務局、沖縄県、宜野湾市、沖縄県商工会議所連合会への進捗状況の報告について 2. 報告事項 （1）議員の就任状況について （2）商工会議所認可申請に伴う資料について	5名
令和7年 11月11日（火） 11:00～12:00 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 沖縄総合事務局、沖縄県、宜野湾市、沖縄県商工会議所連合会への進捗状況の報告について 2. 報告事項 （1）議員就任承諾の状況について （2）商工会議所認可申請の事前審査の状況について （3）特定商工業者の加入状況について	5名
令和7年 12月9日（火） 11:00～12:00 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 報告事項 （1）沖縄総合事務局、沖縄県、宜野湾市、沖縄県商工会議所連合会への進捗状況の報告について （2）商工会議所認可申請の事前審査の状況について （3）特定商工業者の加入状況について	5名

（2）議員・役員予備選考委員会（3回開催）

開催年月日	審議事項等	出席者数
令和7年 4月21日（月） 10:00～11:00 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 3号議員候補者の承認について 2. 2号議員候補者及び1号議員候補者の推薦について 3. 会頭候補者の選考について 4. 専務理事候補者の選考について	6名
令和7年 5月19日（月） 15:00～16:00 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 3号議員候補者の内諾状況について 2. 2号議員候補者及び1号議員候補者の立候補募集について 3. 会頭候補者の選考について 4. 専務理事候補者の選考について	6名
令和7年 6月30日（月） 11:00～12:00 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 3号議員候補者の内諾状況について 2. 2号議員候補者及び1号議員候補者の立候補状況について 3. 会頭候補者の選考について	6名

（3）議員・役員選考委員会（6回開催）

開催年月日	審議事項等	出席者数
令和7年 7月23日（水） 11:00～12:00 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 宜野湾商工会議所議員候補者の立候補、内諾状況について 2. 副会頭候補者の選考について	6名
令和7年 8月25日（月） 13:30～14:30 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 宜野湾商工会議所議員3号議員の決定について 2. 宜野湾商工会議所内諾・立候補済み議員の承諾について 3. 監事候補者の立候補・推薦について 4. 副会頭候補者への依頼について 5. 宜野湾商工会議所候補者の立候補、内諾状況について	6名
令和7年 9月24日（水） 15:00～16:00	1. 副会頭候補者への依頼について 2. 監事候補者の立候補・推薦について 3. 宜野湾商工会議所候補者の立候補、内諾状況について	6名

宜野湾市商工会 3階会議室		
令和7年 10月22日(水) 10:00~11:00 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 議員の立候補・推薦状況について 2. 議員就任承諾書・議員略歴書の回収状況について	6名
令和7年 11月12日(水) 10:00~11:00 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 議員の立候補・推薦状況について 2. 議員就任承諾書・議員略歴書の回収状況について	6名
令和7年 12月10日(水) 10:00~11:30 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 議員の立候補・推薦状況について 2. 議員就任承諾書・議員略歴書の回収状況について	6名

(4) 設立発起人会（3回開催）

開催年月日	審議事項等	出席者数
令和7年 7月17日(木) 14:30~16:30 宜野湾マリン支援センター	1. 商工会議所設立認可要件の具備について 2. 設立趣意書（案）の承認について 3. 宜野湾商工会議所定款（案）の承認について 4. 特別会員（議員会費、役員会費）（案）の承認について 5. 宜野湾商工会議所創立総会の開催日について 6. 議員・役員選考委員会の開催について 7. 宜野湾商工会議所会員章の承認について	33名
令和7年 8月15日(金) 14:00~16:00 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 令和8年度事業計画書（案）の承認について 2. 令和8年度収支予算書（案）の承認について 3. 宜野湾商工会議所会員加入手続規約（案）の承認について 4. 宜野湾商工会議所会費及び負担金に関する規約（案）の承認について 5. 宜野湾商工会議所選挙及び選任に関する規約（案）の承認について 6. 宜野湾商工会議所部会規約（案）の承認について 7. 宜野湾商工会議所委員会規約（案）の承認について 8. 宜野湾商工会議所諸証明等手数料徴収規約（案）の承認について	30名
令和7年 9月17日(水) 14:00~16:00 宜野湾市商工会 3階会議室	1. 宜野湾商工会議所議員・役員候補者の選任について 2. その他宜野湾商工会議所設立に必要な事項の承認について （1）初年度の会費の徴収方法について （2）設立後の事務所の所在地について （3）創立総会後、議員総会で諸規程が制定されるまで 宜野湾市商工会の諸規程を準用することについて （4）取引金融機関の決定について （5）初年度最高借入限度額について （6）設立までに必要な経費の償却方法について （7）商工会の職員を引き続き職員として採用することについて （8）認可申請に関わる書類作成を発起人総代に委任す	30名

	ることについて	
--	---------	--

(5) 商工会理事会

開催年月日	審議事項等	出席者数
令和7年 6月24日(火) 13:00~15:00 宜野湾マリン支援センター	第2回理事会 議題:商工会議所の会員継続について ※全会員へ会員継続についての文書を発送し、継続意志の確認を行う。	24名
令和7年 9月18日(木) 13:00~14:10 宜野湾マリン支援センター	第3回理事会 報告:宜野湾商工会議所設立の進捗状況について	23名

(6) 総代会

開催年月日	審議事項等	出席者数
令和7年 5月22日(木) 16:00~18:00 ラグナガーデン ホテル羽衣の間	第34回通常総代会 宜野湾商工会議所設立の経過報告	137名

(7) ブロック別会議(3回開催)

開催年月日	審議事項等	出席者数
令和7年 10月17日(金) 18:30~19:30 旬の魚と炭火料理・酒BARいくた	A・Bブロック研修会 議題 (1)宜野湾商工会議所設立に向けての説明 (2)正副会長との意見交換	17名
令和7年 10月1日(水) 17:30~18:30 あぱらぎ宜野湾店	C・Dブロック研修会 議題 (1)宜野湾商工会議所設立に向けての説明 (2)正副会長との意見交換	21名
令和7年 9月12日(金) 17:30~18:30 旬鮮一歩	E・Fブロック総代研修会 議題 (1)宜野湾商工会議所設立に向けての説明 (2)正副会長との意見交換	17名

(8) 各部会への依頼・調整

開催年月日	審議事項等	出席者数

令和7年 5月26日（月） 10:00～11:00 宜野湾市商工会 1階会議室	業種別部会長及び地区ブロック長合同会議 ・議員候補者の推薦状況について ・議員候補者への巡回訪問方法について	20名
令和7年 7月18日（金） 14:00～16:00 宜野湾市商工会 1階会議室	議員候補者選考（1号・2号）に係る合同会議 ・議員候補者の推薦・立候補状況について ・議員候補者の紹介について	13名
令和7年 8月～11月	業種別部会幹事会（建設、市産品、卸小売・飲食、不動産、情報通信、金融保険・土業、交通運輸、観光・サービス）の各種会議にて議員候補者の推薦・立候補依頼	—

（9）商工会議所設立の支援依頼・調整（関係機関へ依頼）

開催年月日	審議事項等	出席者数
令和7年 7月23日（水） 14:00～14:30 沖縄県庁	沖縄県商工労働部中小企業課と商工会議所設立に関する事前協議	4名
令和7年 7月24日（木） 10:00～12:00 沖縄総合事務局	内閣府沖縄総合事務局経済産業部地域経済課と商工会議所設立に関する事前協議	4名
令和7年 10月7日（火） 14:00～16:00 沖縄県商工会議所連合会	内閣府沖縄総合事務局経済産業部地域経済課と商工会議所認可申請に関する事前協議	3名
令和7年 11月20日（木） 10:00～12:00 宜野湾市商工会	（オンライン会議） 内閣府沖縄総合事務局経済産業部地域経済課と商工会議所設立に関する事前協議	4名
令和7年 11月27日（木） 10:30～11:00 那覇商工会議所	沖縄県商工会議所連合会へ商工会議所設立認可に関する進捗状況の報告及び推薦書の依頼	10名
令和7年 11月28日（金） 9:30～10:30 沖縄県庁	沖縄県商工労働部中小企業課と商工会議所設立に関する事前協議	5名
令和7年 11月28日（金） 11:00～12:00 沖縄産業支援センター	沖縄県商工会議所連合会へ商工会議所設立認可に関する進捗状況の報告及び推薦書の依頼	10名
令和7年 11月28日（金） 13:00～14:00 宜野湾市役所	宜野湾市市民経済部産業政策課と商工会議所設立認可に関する進捗状況の報告及び意見書他、各種書類の作成提出依頼	3名

令和7年 12月5日（金） 14:30～15:00 宜野湾市役所	宜野湾市自治会長会連絡会議にて宜野湾商工会議所創立総会に伴う公告掲載の協力依頼	24名
令和7年 12月10日（水） 15:30～16:30 宜野湾市商工会 3階会議室	内閣府沖縄総合事務局経済産業部地域経済課と商工会議所設立認可申請書に関する事前協議	6名
令和7年 12月18日（木） 11:00～12:30 宜野湾市商工会	（オンライン会議） 内閣府沖縄総合事務局経済産業部地域経済課と商工会議所設立認可申請書に関する事前協議	6名
令和7年 12月23日（火） 10:30～14:00 宜野湾市商工会 3階会議室	内閣府沖縄総合事務局経済産業部地域経済課と商工会議所設立認可申請書に関する事前協議	6名